

**【表紙】**

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                           |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿                           |
| 【提出日】      | 平成22年6月9日提出                       |
| 【計算期間】     | 第6特定期間（自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日） |
| 【ファンド名】    | いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）          |
| 【発行者名】     | B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社     |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山口 省吾                     |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階         |
| 【事務連絡者氏名】  | 石井 泉                              |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階         |
| 【電話番号】     | 03（5288）6467                      |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                       |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンド「いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）」は、主として「メロン中小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じてわが国の中小型株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

発行価額の総額は200億円を上限とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信  | 投資対象地域     | 投資対象資産（収益の源泉） |
|--------------|------------|---------------|
|              |            | <b>株 式</b>    |
|              | <b>国 内</b> |               |
| <b>単位型投信</b> |            | 債 券           |
|              | 海 外        | 不動産投信         |
| 追加型投信        | 内 外        | その他資産（ ）      |
|              |            | 資産複合          |

\* 単位型投信：

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

\* 国内：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

\* 株式：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産                                          | 決算頻度       | 投資対象地域     | 投資形態                       |
|-------------------------------------------------|------------|------------|----------------------------|
| 株 式<br>一 般<br>大 型 株<br>中 小 型 株                  | 年1回        | グローバル      |                            |
|                                                 | 年2回        | <b>日 本</b> |                            |
|                                                 | <b>年4回</b> | 北 米        | <b>ファミ<br/>リー<br/>ファンド</b> |
| 債 券<br>一 般<br>公 債<br>社 債<br>その他債券<br>クレジット属性（ ） | 年6回（隔月）    | 欧 州        |                            |
|                                                 | 年12回（毎月）   | ア ジ ア      |                            |
|                                                 | 日 々        | オセアニア      |                            |
| 不動産投信                                           |            | 中 南 米      | ファンド・オブ・ファンズ               |
| <b>その他資産（投資信託証券（株式、中小型株））</b>                   | その他（ ）     | アフリカ       |                            |
|                                                 |            | 中 近 東（中 東） |                            |
| 資産複合（ ）                                         |            | エマージング     |                            |
| 資産配分固定型<br>資産配分変動型                              |            |            |                            |

\* その他資産（投資信託証券（株式、中小型））：

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として中小型株の株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

\* 年4回：

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

\* 日本：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

\* ファミリーファンド：

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されるため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、中小型株）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とは異なります。

#### ファンドの特色

わが国のジャスダック市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ、ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

（参考）銘柄選別に際しては、以下のポイントに着目します。（マザーファンドにおいても同様の運用を行います。）

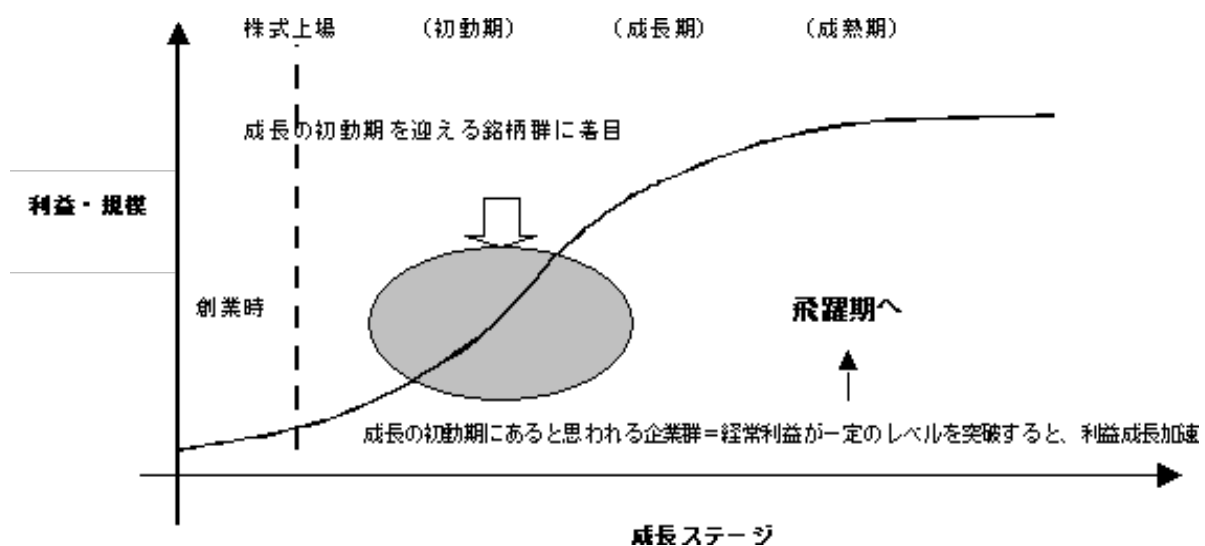
- 成長の初動期にあると思われる企業群に着目します。

上場後まもなく、若い企業 + 利益モメンタムが上向きの企業

の中から

次のステージ（企業の飛躍期）へ向けて、ビジネスモデル、ビジネスプランが明確であると判断される企業

を選別



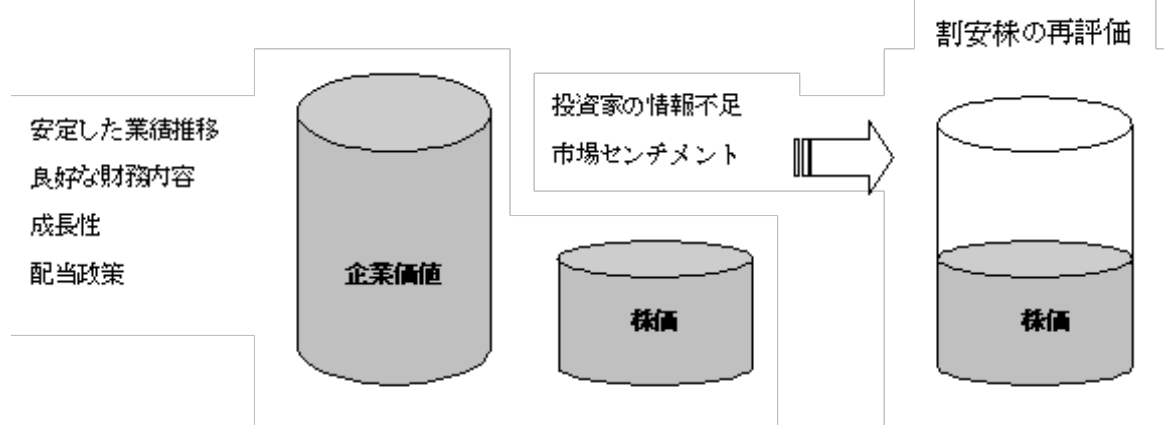
- 企業の成長性、業績の安定性に対し、株価が割安に放置されていると思われる企業群に着目します。

業績動向が安定的に推移している企業 + 持続的な成長力を有すると判断される企業

の中から

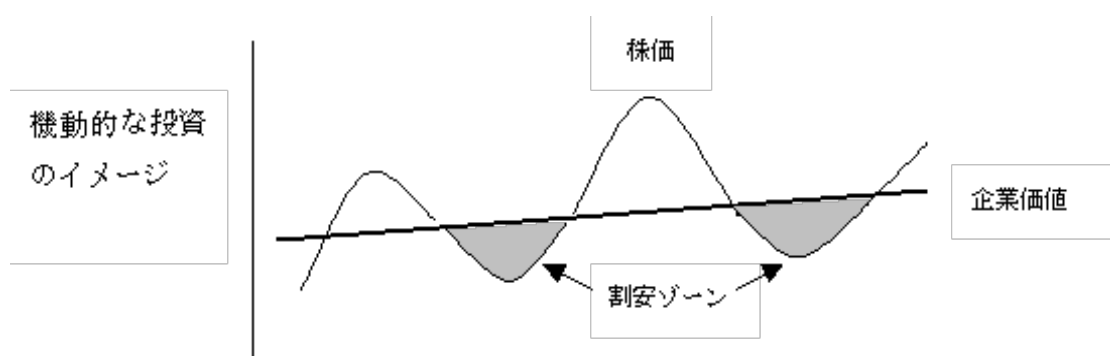
企業価値が十分市場に評価されていないと判断される企業

を選別



- 企業の成長性に対し、短期的な株価変動により、割安感が高まったと判断される企業群に着目します。

投資に際しては、中長期保有を前提としますが、投資環境に応じ、短期的な需給悪化要因等で、企業の成長性と比較して大幅に下落していると判断される銘柄、市場の注目が高まると想定されるテーマ性を有した銘柄を対象に機動的な運用を行います。



ボトムアップ・アプローチの手法により、投資銘柄を厳選し、アクティブに運用します。ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析から投資判断を下す運用手法です。

ポートフォリオの構築に際しては、以下のポイントを考慮します。

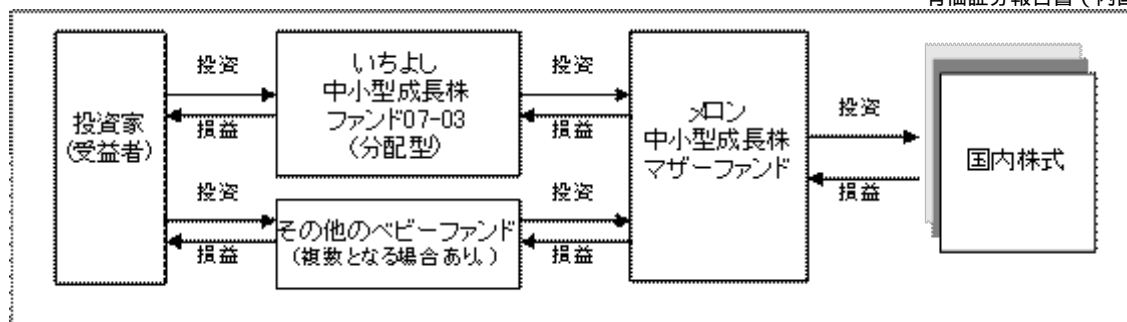
- ファンドの商品性に相応した流動性を確保するため、企業の発行株式数および浮動株の状況を勘案します。
- 株式の保有にあたっては、中・長期投資を基本としますが、業績予想の下方修正や、ビジネスモデルの変化によって、購入時に想定した成長性に変化が生じた場合は、適時組入れを見なおします。また、短期的な株価上昇により、相対的に組入比率が上昇した銘柄は、ファンダメンタルに変化がなくても売却により組入比率を見なおすことがあります。

## (2) 【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型））とし、その資金をマザーファンド（メロン中小型成長株マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

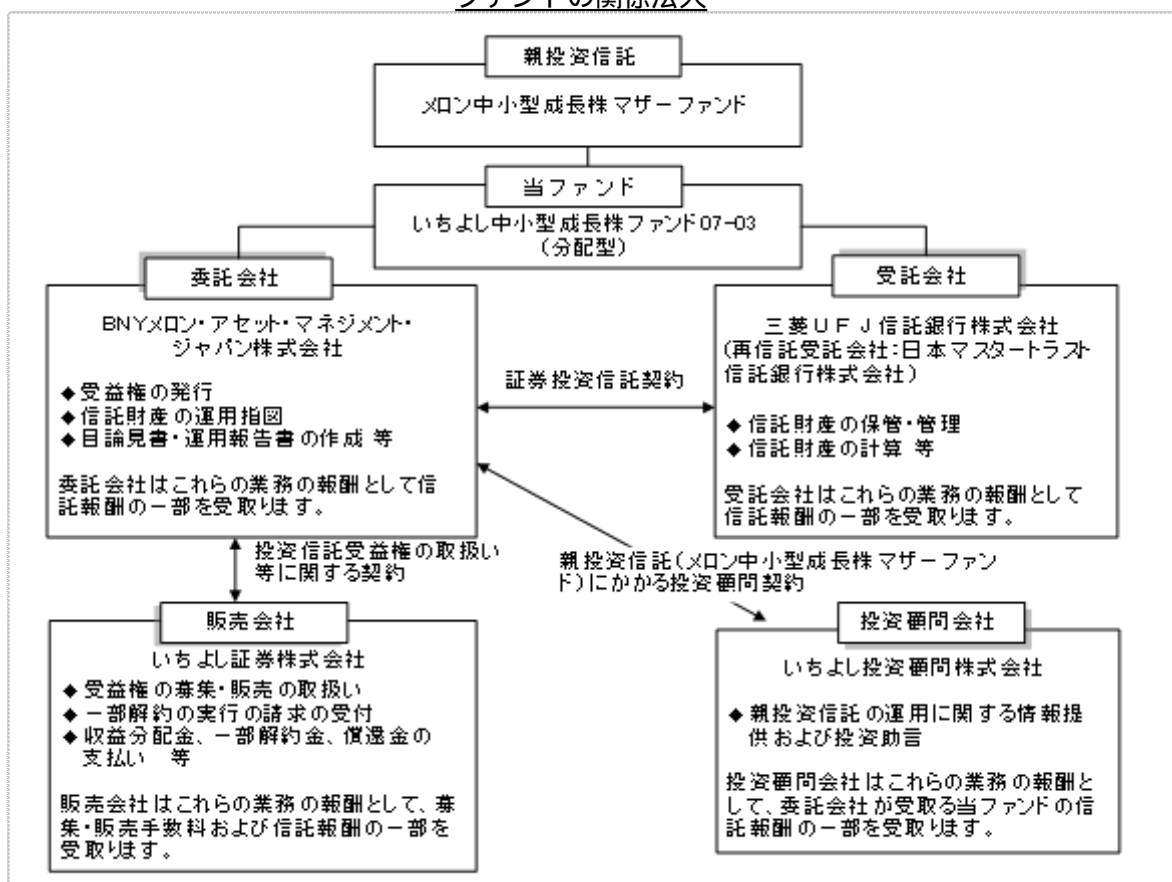


### ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a. B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）  
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b. いちよし投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）  
マザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言を行います。
- c. いちよし証券株式会社（「販売会社」）  
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等を行います。
- d. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）  
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）  
当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

### ファンドの関係法人



### 委託会社の概況

- a. 資本金の額（平成22年5月末現在）  
7億9,500万円
- b. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立  
 平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号  
 平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号  
 平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更  
 平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号  
 平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更  
 平成19年 9月30日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号  
 平成19年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

c．大株主の状況（平成22年5月末現在）

| 株主名                                           | 住所                                                                   | 所有株式数   | 所有比率 |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------|------|
| B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド | 英国 EC4V 4LA ロンドン、<br>クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・<br>ニューヨーク・メロン・センター | 15,900株 | 100% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### a．投資対象

主として「メロン中小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通してわが国の株式に投資します。

##### b．投資態度

- 株式への投資にあたっては、マザーファンドの受益証券への投資を通して、わが国のジャスダック市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ、ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。）の組入れ比率は、原則として信託財産総額の70%以上を基本とします。
- 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （参考）マザーファンドの投資方針の概要

#### 基本方針

この投資信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### a．投資対象

わが国の証券取引所に上場およびそれに準ずる市場で取引されている中小型株式を主な投資対象とします。

##### b．投資態度

- 株式への投資にあたっては、わが国のジャスダック市場および新興企業等を対象とした市場（東証マザーズ、ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」等）で取引されている株式ならびにわが国の証券取引所に上場している中小型株の中から、「ボトムアップ・アプ

ローチ」により、成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を厳選して投資を行うことを基本とします。

2. 運用にあたっては、中小型株運用に実績のある「いちよし投資顧問株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社の運用助言を受けます。
3. 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
4. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
5. 信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

## （２）【投資対象】

### 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に規定するものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、マザーファンドを除く私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定

めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

#### 金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （参考情報）マザーファンドの投資対象

#### 投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に規定するものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

#### 金融商品による例外的な運用指図

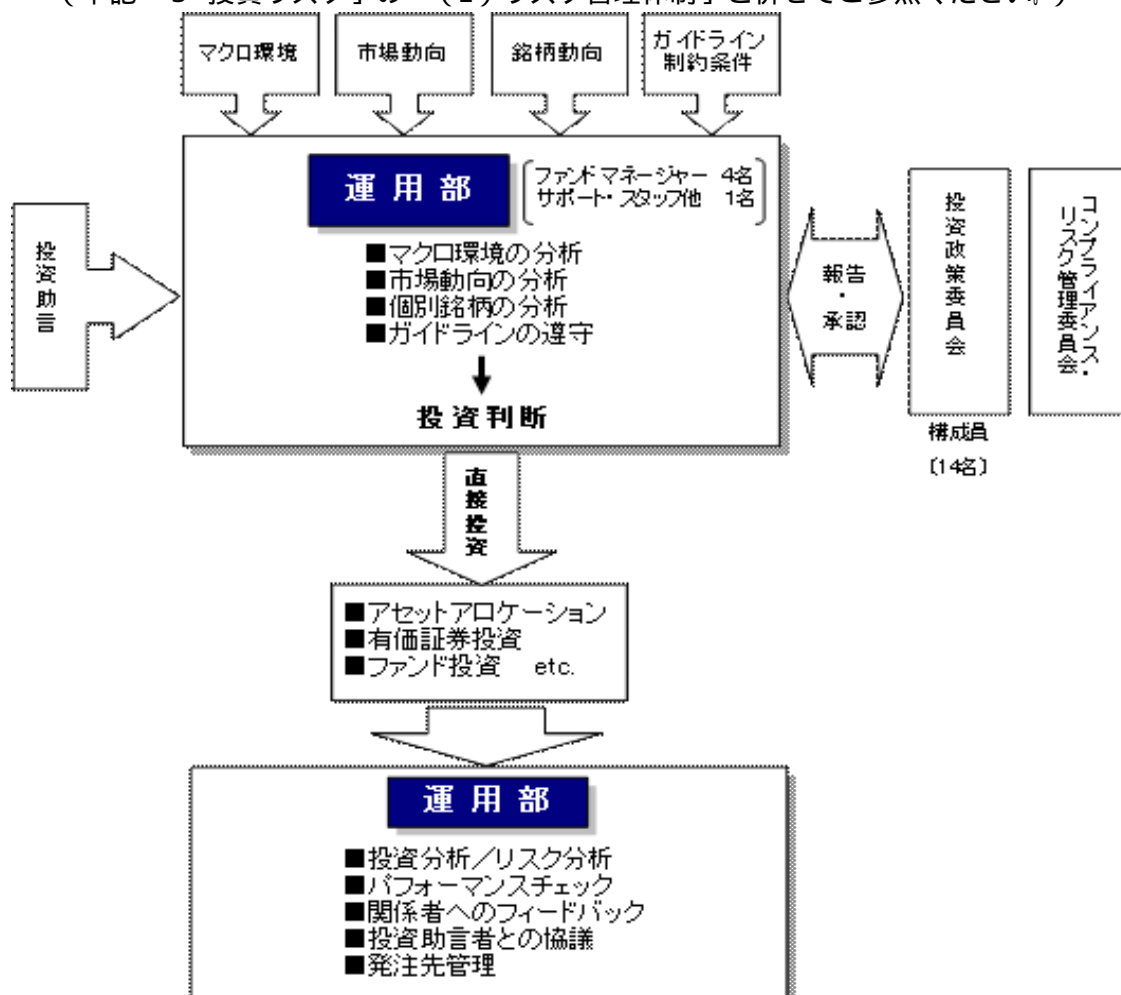
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

委託会社は、「メロン中小型成長株マザーファンド」について、「いちよし投資顧問株式会社」と投資顧問契約を締結し、同社からマザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言を受けます。

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- 運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- 外部からの投資助言内容を精査し、実際にこれに沿った投資を行うか否かの判断は、あくまで運用部が独自に決定します。
- 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、投資助言者との協議および発注状況の管理等を実施します。
- 投資助言者または必要に応じて当ファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的

に実施します。

#### 社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

#### 受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成22年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （４）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の各10日。（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a．分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等とします。
- b．収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向および残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- c．収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### 収益の処理方法

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、経費控除後の収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の各号に掲げる額とします。

- a．当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から、信託報酬および信託事務等の諸費用（以下「支出金」といいます。）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額
- b．当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から、支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

#### 収益分配金の交付

- a．毎計算期間終了日（決算日）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。
- b．支払いは、販売会社において行います。
- c．受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、お支払いします。

### （５）【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限

- a．株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b．投資信託証券への投資割合

- 1．マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2．マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

c．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行わないものとします。

d．私募により発行された有価証券への投資制限

マザーファンドを除く私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

e．投資する株式等の範囲

- 1．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2．上記1．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

信託約款上のその他の投資制限

a．信用取引の指図範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b．先物取引等の運用指図・範囲

- 1．委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。  
「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- e. 有価証券の貸付の指図および範囲
  1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。  
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。  
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- f. 公社債の空売りの指図範囲
  1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- g. 公社債の借入れ
  1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
  2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- h. 資金の借入れ
  1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託契約の一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  3. 借入金の利息は信託財産中より支払います。
  - i. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図  
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
  - j. 再投資の指図  
委託会社は、上記 i. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
  - k. 受託会社による資金の立替え
    1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
    2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
    3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。
- その他法令上の投資制限
- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
  - b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

## （参考情報）マザーファンドの投資制限

### マザーファンドの信託約款に定める投資制限

- a. 株式への投資割合  
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入比率は、原則として信託財産総額の70%以上とします。
- b. 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資は行わないものとします。
- d. 私募により発行された有価証券への投資制限  
私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。
- e. 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### マザーファンドの信託約款上のその他の投資制限

##### a. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

##### b. 先物取引等の運用指図・範囲

1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

##### c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

##### d. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

##### e. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

f. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

h. 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記h. による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

#### 価格変動リスク

株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

#### 株式の発行体の信用リスク

当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行体の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生ずるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

#### 当ファンドの資産規模にかかる留意点

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

また、信託期間中に信託契約の一部解約により受益権の口数が5万口を下回ることとなる場合には、信託契約を終了する場合があります。

#### 収益分配方針にかかわる留意点

当ファンドは、計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

#### 受託会社の信用力にかかる留意点

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしがたい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

#### その他の留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

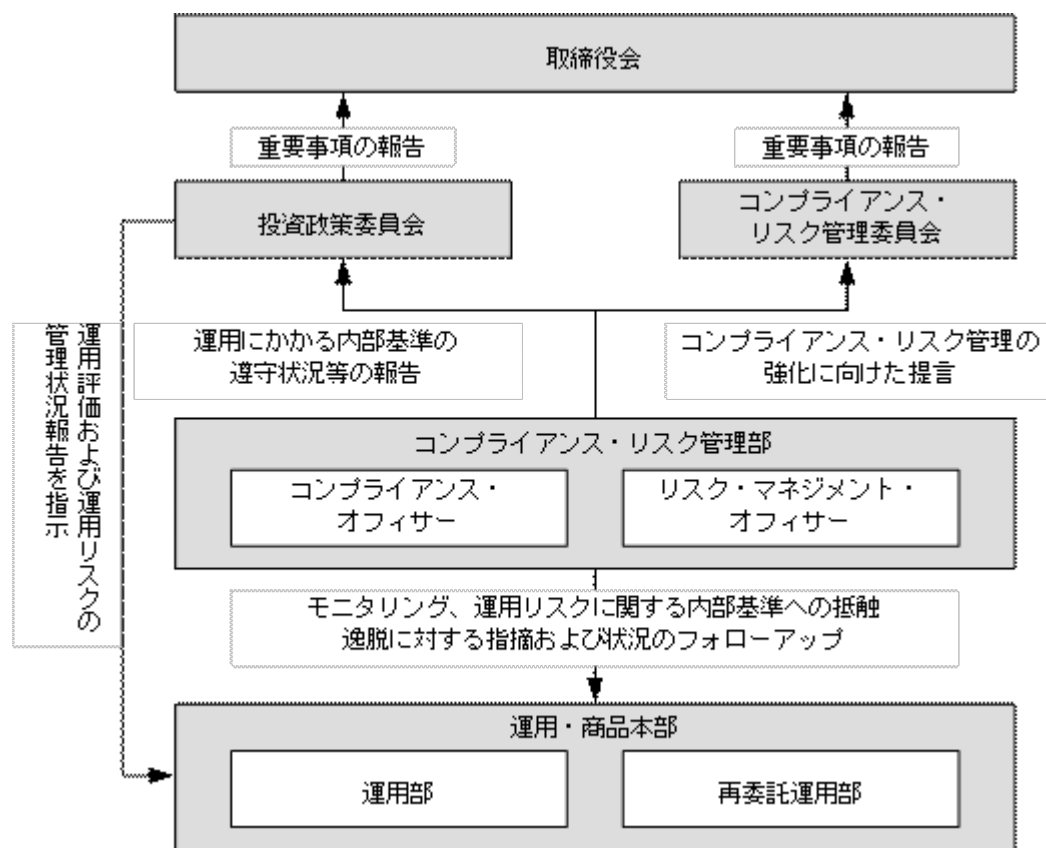
## （２）リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っております。

|                                     |                                                                          |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 投資政策委員会<br>（原則毎月2回開催）               | ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。 |
| コンプライアンス・<br>リスク管理委員会<br>（原則毎月1回開催） | コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。          |

|                  |                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| コンプライアンス・オフィサー   | コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。 |
| リスク・マネジメント・オフィサー | 運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。            |

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成22年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### （1）【申込手数料】

平成19年3月12日～平成19年3月29日までの募集期間中において、当ファンドの募集の取扱いが行われました。その申込手数料は、1口当たり210円（税抜200円）を上限として販売会社が独自に定める額でした。申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額は、申込金額（1万円×申込口数）の中に含まれています。

申込手数料に関する詳細は、販売会社までお問い合わせください。

##### （2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

信託財産留保額として、換金（解約）の実行の請求を受付けた日の基準価額から1口につき30円が控除されます。

##### （3）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.575%（税抜1.50%）の率を乗じて得た金額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支払います。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

| 委託会社                 | 販売会社                 | 受託会社                 | 合 計                  |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 年0.945%<br>（税抜0.90%） | 年0.525%<br>（税抜0.50%） | 年0.105%<br>（税抜0.10%） | 年1.575%<br>（税抜1.50%） |

税率が変更となった場合等には、上記内容が変更されることがあります。

委託会社の受取る報酬には、「メロン中小型成長株マザーファンド」における投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は受益者の負担とし、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額を計上し、上記（３）の信託報酬支払いのときに併せて信託財産中から支払われます。

信託財産の管理・運営に要する費用（目論見書、運用報告書等の作成・印刷・交付費用および公告費用等）については、信託財産の純資産総額に年率0.0525%（税抜0.05%）を乗じて得た金額を上限とし、計算期間を通じて毎日計上し、上記（３）の信託報酬支払いのときに併せて信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびファンドの借入金利息を受益者にご負担いただきます。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

#### （５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

##### １．収益分配金に対する課税

収益分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除あり）または申告分離課税（配当控除なし）のいずれかを選択することもできます。

##### ２．一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記１．および２．の10%の税率は、平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

##### ３．損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

## 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7%の税率は、平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

## （参考）個人の受益者に対する課税

以下は個人の受益者の場合の税率です。法人の場合は税率等が異なります。

| 時期            | 項目            | 税金                             |                                 |
|---------------|---------------|--------------------------------|---------------------------------|
|               |               | 平成21年1月1日から<br>平成23年12月31日まで   | 平成24年1月1日以降                     |
| 収益分配時         | 所得税および<br>地方税 | 収益分配金に対して<br>10%（所得税7%、地方税3%）  | 収益分配金に対して<br>20%（所得税15%、地方税5%）  |
| 換金時<br>（解約請求） | 所得税および<br>地方税 | 解約時の差益に対して<br>10%（所得税7%、地方税3%） | 解約時の差益に対して<br>20%（所得税15%、地方税5%） |
| 償還時           | 所得税および<br>地方税 | 償還時の差益に対して<br>10%（所得税7%、地方税3%） | 償還時の差益に対して<br>20%（所得税15%、地方税5%） |

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成22年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

## 5【運用状況】

## （1）【投資状況】

（平成22年4月30日現在）

| 資産の種類               | 国名 | 時価合計（円）     | 投資比率（%） |
|---------------------|----|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券           | 日本 | 104,472,176 | 100.30  |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |    | 316,489     | 0.30    |
| 合計（純資産総額）           |    | 104,155,687 | 100.00  |

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

## &lt;参考情報&gt;メロン中小型成長株マザーファンド

（平成22年4月30日現在）

| 資産の種類               | 国名 | 時価合計（円）       | 投資比率（%） |
|---------------------|----|---------------|---------|
| 株式                  | 日本 | 3,613,301,100 | 90.58   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |    | 375,764,136   | 9.42    |
| 合計（純資産総額）           |    | 3,989,065,236 | 100.00  |

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年4月30日現在）

| 順位 | 銘柄名                      | 国/<br>地域 | 種類            | 数量          | 帳簿価額      |             | 評価額       |             | 投資<br>比率<br>（%） |
|----|--------------------------|----------|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
|    |                          |          |               |             | 単価<br>（円） | 金額<br>（円）   | 単価<br>（円） | 金額<br>（円）   |                 |
| 1  | メロン中小型成長<br>株<br>マザーファンド | 日本       | 親投資信託<br>受益証券 | 116,416,511 | 1.8732    | 218,071,409 | 0.8974    | 104,472,176 | 100.30          |

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別投資比率

（平成22年4月30日現在）

| 種類        | 投資比率（%） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.30  |
| 合計        | 100.30  |

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。（平成22年4月30日現在）

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（平成22年4月30日現在）

## &lt; 参考情報 &gt; メロン中小型成長株マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

（平成22年4月30日現在）

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名                  | 業種         | 数量      | 帳簿価額       |             | 評価額        |             | 投資比率（％） |
|------|----|----------------------|------------|---------|------------|-------------|------------|-------------|---------|
|      |    |                      |            |         | 単価（円）      | 金額（円）       | 単価（円）      | 金額（円）       |         |
| 日本   | 株式 | カカココム                | サービス業      | 513     | 345,489.02 | 177,235,871 | 355,000.00 | 182,115,000 | 4.57    |
| 日本   | 株式 | 楽天                   | サービス業      | 2,318   | 68,502.94  | 158,789,831 | 72,900.00  | 168,982,200 | 4.24    |
| 日本   | 株式 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ    | サービス業      | 325,400 | 462.85     | 150,611,517 | 491.00     | 159,771,400 | 4.01    |
| 日本   | 株式 | ベネッセホールディングス         | サービス業      | 25,000  | 3,963.98   | 99,099,511  | 4,330.00   | 108,250,000 | 2.71    |
| 日本   | 株式 | くらコーポレーション           | 小売業        | 61,400  | 1,321.83   | 81,160,695  | 1,668.00   | 102,415,200 | 2.57    |
| 日本   | 株式 | サイバーエージェント           | サービス業      | 614     | 167,358.11 | 102,757,881 | 164,000.00 | 100,696,000 | 2.52    |
| 日本   | 株式 | 新神戸電機                | 電気機器       | 110,000 | 878.48     | 96,632,878  | 909.00     | 99,990,000  | 2.51    |
| 日本   | 株式 | エムスリー                | サービス業      | 267     | 289,200.00 | 77,216,400  | 341,500.00 | 91,180,500  | 2.29    |
| 日本   | 株式 | 山武                   | 電気機器       | 38,400  | 2,013.66   | 77,324,728  | 2,341.00   | 89,894,400  | 2.25    |
| 日本   | 株式 | 三和ホールディングス           | 金属製品       | 252,000 | 254.81     | 64,213,480  | 350.00     | 88,200,000  | 2.21    |
| 日本   | 株式 | ジュビターテレコム            | 情報・通信業     | 886     | 89,567.45  | 79,356,764  | 95,000.00  | 84,170,000  | 2.11    |
| 日本   | 株式 | リンテック                | その他製品      | 46,200  | 1,686.31   | 77,907,715  | 1,799.00   | 83,113,800  | 2.08    |
| 日本   | 株式 | しまむら                 | 小売業        | 8,500   | 8,158.20   | 69,344,753  | 9,470.00   | 80,495,000  | 2.02    |
| 日本   | 株式 | アスクル                 | 小売業        | 39,700  | 1,671.49   | 66,358,410  | 1,907.00   | 75,707,900  | 1.90    |
| 日本   | 株式 | 日本バイリーン              | 繊維製品       | 170,000 | 430.33     | 73,156,623  | 438.00     | 74,460,000  | 1.87    |
| 日本   | 株式 | ジャフコ                 | 証券・商品先物取引業 | 25,000  | 2,044.14   | 51,103,555  | 2,908.00   | 72,700,000  | 1.82    |
| 日本   | 株式 | ダイセキ                 | サービス業      | 35,000  | 1,805.37   | 63,188,231  | 2,068.00   | 72,380,000  | 1.81    |
| 日本   | 株式 | フェローテック              | 電気機器       | 65,400  | 1,052.03   | 68,802,852  | 1,039.00   | 67,950,600  | 1.70    |
| 日本   | 株式 | ユナイテッドアローズ           | 小売業        | 56,600  | 799.07     | 45,227,390  | 1,133.00   | 64,127,800  | 1.61    |
| 日本   | 株式 | アコーディア・ゴルフ           | サービス業      | 600     | 92,461.05  | 55,476,634  | 103,900.00 | 62,340,000  | 1.56    |
| 日本   | 株式 | レンゴー                 | パルプ・紙      | 115,000 | 539.42     | 62,033,878  | 540.00     | 62,100,000  | 1.56    |
| 日本   | 株式 | 日本マイクロニクス            | 電気機器       | 40,000  | 1,413.11   | 56,524,446  | 1,525.00   | 61,000,000  | 1.53    |
| 日本   | 株式 | 山九                   | 陸運業        | 140,000 | 446.17     | 62,464,247  | 428.00     | 59,920,000  | 1.50    |
| 日本   | 株式 | 井関農機                 | 機械         | 200,000 | 260.91     | 52,183,616  | 299.00     | 59,800,000  | 1.50    |
| 日本   | 株式 | あさひ                  | 小売業        | 40,000  | 1,438.72   | 57,548,859  | 1,441.00   | 57,640,000  | 1.44    |
| 日本   | 株式 | 宇部興産                 | 化学         | 240,000 | 233.90     | 56,138,276  | 240.00     | 57,600,000  | 1.44    |
| 日本   | 株式 | スクウェア・エニックス・ホールディングス | 情報・通信業     | 29,000  | 1,876.29   | 54,412,440  | 1,986.00   | 57,594,000  | 1.44    |
| 日本   | 株式 | 小林製薬                 | 化学         | 15,000  | 3,610.35   | 54,155,302  | 3,790.00   | 56,850,000  | 1.43    |
| 日本   | 株式 | 日本農薬                 | 化学         | 102,000 | 518.76     | 52,914,269  | 524.00     | 53,448,000  | 1.34    |
| 日本   | 株式 | インフォマート              | サービス業      | 239     | 230,975.30 | 55,203,097  | 222,900.00 | 53,273,100  | 1.34    |

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

（平成22年4月30日現在）

| 種類 | 業種 | 投資比率（％） |
|----|----|---------|
|----|----|---------|

|    |            |       |
|----|------------|-------|
| 株式 | サービス業      | 27.49 |
|    | 小売業        | 10.77 |
|    | 情報・通信業     | 10.01 |
|    | 電気機器       | 8.73  |
|    | 化学         | 7.49  |
|    | その他製品      | 4.64  |
|    | 機械         | 4.05  |
|    | 金属製品       | 3.65  |
|    | 繊維製品       | 2.46  |
|    | 卸売業        | 1.97  |
|    | 証券、商品先物取引業 | 1.82  |
|    | パルプ・紙      | 1.56  |
|    | 陸運業        | 1.50  |
|    | 輸送用機器      | 1.08  |
|    | 建設業        | 1.02  |
|    | 食料品        | 0.80  |
|    | 精密機器       | 0.80  |
|    | 不動産業       | 0.40  |
|    | 倉庫・運輸関連業   | 0.35  |
|    | 合計         | 90.58 |

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。（平成22年4月30日現在）

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成22年4月30日現在）

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成22年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

| 計算期間  | 年月日           | 純資産総額（円）      |               | 1口当たり純資産額（円） |       |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------|
|       |               | （分配落）         | （分配付）         | （分配落）        | （分配付） |
| 第1期末  | （平成19年 6月11日） | 1,025,961,015 | 1,025,961,015 | 9,438        | 9,438 |
| 第2期末  | （平成19年 9月10日） | 914,509,513   | 914,509,513   | 8,491        | 8,491 |
| 第3期末  | （平成19年12月10日） | 800,559,965   | 800,559,965   | 8,357        | 8,357 |
| 第4期末  | （平成20年 3月10日） | 527,286,236   | 527,286,236   | 6,146        | 6,146 |
| 第5期末  | （平成20年 6月10日） | 460,597,863   | 460,597,863   | 6,415        | 6,415 |
| 第6期末  | （平成20年 9月10日） | 343,263,191   | 343,263,191   | 5,063        | 5,063 |
| 第7期末  | （平成20年12月10日） | 222,136,655   | 222,136,655   | 3,746        | 3,746 |
| 第8期末  | （平成21年 3月10日） | 138,451,875   | 138,451,875   | 3,010        | 3,010 |
| 第9期末  | （平成21年 6月10日） | 159,371,610   | 159,371,610   | 3,795        | 3,795 |
| 第10期末 | （平成21年 9月10日） | 134,155,595   | 134,155,595   | 4,090        | 4,090 |
| 第11期末 | （平成21年12月10日） | 104,748,448   | 104,748,448   | 3,880        | 3,880 |
| 第12期末 | （平成22年 3月10日） | 96,288,096    | 96,288,096    | 4,097        | 4,097 |
|       | 平成21年 4月末日    | 145,227,581   | -             | 3,458        | -     |
|       | 平成21年 5月末日    | 157,214,291   | -             | 3,743        | -     |
|       | 平成21年 6月末日    | 147,001,749   | -             | 3,973        | -     |
|       | 平成21年 7月末日    | 146,128,173   | -             | 4,059        | -     |
|       | 平成21年 8月末日    | 139,039,963   | -             | 4,114        | -     |
|       | 平成21年 9月末日    | 124,722,421   | -             | 4,116        | -     |
|       | 平成21年10月末日    | 114,392,262   | -             | 3,945        | -     |
|       | 平成21年11月末日    | 101,320,134   | -             | 3,753        | -     |
|       | 平成21年12月末日    | 104,886,373   | -             | 4,034        | -     |
|       | 平成22年 1月末日    | 96,963,431    | -             | 3,958        | -     |
|       | 平成22年 2月末日    | 99,013,587    | -             | 4,041        | -     |

|            |             |   |       |   |
|------------|-------------|---|-------|---|
| 平成22年 3月末日 | 100,362,935 | - | 4,271 | - |
| 平成22年 4月末日 | 104,155,687 | - | 4,432 | - |

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

### 【分配の推移】

| 計算期間                          | 1口当たりの分配金（円） |
|-------------------------------|--------------|
| 第1期（平成19年 3月30日～平成19年 6月11日）  | 0            |
| 第2期（平成19年 6月12日～平成19年 9月10日）  | 0            |
| 第3期（平成19年 9月11日～平成19年12月10日）  | 0            |
| 第4期（平成19年12月11日～平成20年 3月10日）  | 0            |
| 第5期（平成20年 3月11日～平成20年 6月10日）  | 0            |
| 第6期（平成20年 6月11日～平成20年 9月10日）  | 0            |
| 第7期（平成20年 9月11日～平成20年12月10日）  | 0            |
| 第8期（平成20年12月11日～平成21年 3月10日）  | 0            |
| 第9期（平成21年 3月11日～平成21年 6月10日）  | 0            |
| 第10期（平成21年 6月11日～平成21年 9月10日） | 0            |
| 第11期（平成21年 9月11日～平成21年12月10日） | 0            |
| 第12期（平成21年12月11日～平成22年 3月10日） | 0            |

### 【収益率の推移】

| 計算期間                          | 収益率（％） |
|-------------------------------|--------|
| 第1期（平成19年 3月30日～平成19年 6月11日）  | 5.6    |
| 第2期（平成19年 6月12日～平成19年 9月10日）  | 10.0   |
| 第3期（平成19年 9月11日～平成19年12月10日）  | 1.6    |
| 第4期（平成19年12月11日～平成20年 3月10日）  | 26.5   |
| 第5期（平成20年 3月11日～平成20年 6月10日）  | 4.4    |
| 第6期（平成20年 6月11日～平成20年 9月10日）  | 21.1   |
| 第7期（平成20年 9月11日～平成20年12月10日）  | 26.0   |
| 第8期（平成20年12月11日～平成21年 3月10日）  | 19.6   |
| 第9期（平成21年 3月11日～平成21年 6月10日）  | 26.1   |
| 第10期（平成21年 6月11日～平成21年 9月10日） | 7.8    |
| 第11期（平成21年 9月11日～平成21年12月10日） | 5.1    |
| 第12期（平成21年12月11日～平成22年 3月10日） | 5.6    |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1口当たり10,000円として計算しています。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成19年3月30日 ファンドの信託契約締結、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### （1）申込（販売）の取扱場所（販売会社）

いちよし証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

電話番号： 0120-039-144

ホームページ： <http://www.ichiyoshi.co.jp/>

（注）日本国内にある本・支店、および営業所で取扱いました。

##### （2）申込期間と取扱時間

平成19年3月12日～平成19年3月29日までの各営業日に、下記「（3）受益権の申込み」の要領で申込みの受付が行われました。申込みの受付は申込期間中の各営業日の午後3時まででした。

##### （3）受益権の申込み

申込みは、1,000口以上100口単位です。（1口＝1万円）

申込手数料は、1口当たり210円（税抜200円）を上限として販売会社が独自に定める額でした。申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込金額（1万円×申込口数）の中に含まれています。

申込手数料に関する詳細は、販売会社までお問い合わせください。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出するものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、受益権について振替機関等の振替口座簿へのあらたな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 2【換金（解約）手続等】

##### （1）換金（解約）の取扱場所

販売会社で取扱います。詳細は販売会社までお問い合わせください。

##### （2）換金（解約）の受付

1口単位をもって、毎営業日に、信託の一部解約の実行の請求により換金することができます。ただし、営業日の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに受付けた分をその日の申込み分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申出を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

買取請求につきましては、販売会社までお問い合わせください。

##### （3）換金（解約）の手取額

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から1口につき30円の信託財産留保額

を控除した価額とします。

受益者の手取額は、解約価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

#### （４）換金（解約）受付けの中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。

### 第３【管理及び運営】

#### １【資産管理等の概要】

##### （１）【資産の評価】

##### 基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<参考> 主要投資対象資産の評価方法

|                 |                                                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マザーファンド<br>受益証券 | 基準価額で評価しております。                                                                                                      |
| その他の<br>主要投資対象  | 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される価額に基づいて評価しております。 |

##### 基準価額の算出と公表

当ファンドの基準価額（１口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

##### （２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

##### （３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成19年3月30日から平成24年3月9日までとします。ただし、下記「（５）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

##### （４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は、平成19年3月30日から平成19年6月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。最終計算期間の終了日は、上記「（３）信託期間」もしくは下記「（５）その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

## （５）【その他】

### ファンドの解約または償還条件等

#### a．信託契約の解約

- 1．委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5万口を下ることとなったとき、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2．委託会社は、上記1．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3．上記2．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4．上記3．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1．の信託契約の解約をしません。
- 5．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．上記3．から5．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### b．監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき  
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 信託約款の変更 e . 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

#### 信託約款の変更

- a．委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記b．からf．の規定にしたがいます。
- b．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c．委託会社は、上記b．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d．上記c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．上記d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記b．の信託約款の変更をしません。
- f．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b．からf．の規定にしたがい新受託会社を選任します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### その他の契約の変更

##### a．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

##### b．投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 受益権の譲渡

- a．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b．上記a．の申請のある場合には、上記a．の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記a．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に記録が行われるよう通知するものとします。
- c．上記a．の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

#### 信託業務の委託等

- a．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
  - 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b．受託会社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記a．に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c．上記a．およびb．にかかわらず、受託会社は、下記1．から4．までに掲げる業務（裁量性のな

いものに限ります。)を、受託会社および委託会社が適当と認める者(受託会社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎特定期間(原則として、毎年3月11日から9月10日までおよび9月11日から翌年3月10日まで)終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

## 2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までとします。)から、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払われます。

### (3) 換金(信託の一部解約の実行)請求権

受益者は、信託期間中の毎営業日に受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

### (4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格(当該受益権の解約価額に準じて計算された価額)とします。

### (5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、第5特定期間（第9期から第10期（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで））及び第6特定期間（第11期から第12期（平成21年9月11日から平成22年3月10日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。

- （3）当ファンドは、第5特定期間（第9期から第10期（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで））及び第6特定期間（第11期から第12期（平成21年9月11日から平成22年3月10日まで））の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第5特定期間末<br>(第10期計算期間末)<br>(平成21年9月10日現在) | 第6特定期間末<br>(第12期計算期間末)<br>(平成22年3月10日現在) |
|-----------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 資産の部            |                                          |                                          |
| 流動資産            |                                          |                                          |
| 親投資信託受益証券       | 134,856,070                              | 96,599,665                               |
| 未収入金            | -                                        | 4,315,750                                |
| 流動資産合計          | 134,856,070                              | 100,915,415                              |
| 資産合計            | 134,856,070                              | 100,915,415                              |
| 負債の部            |                                          |                                          |
| 流動負債            |                                          |                                          |
| 未払解約金           | -                                        | 4,075,000                                |
| 未払受託者報酬         | 34,937                                   | 25,507                                   |
| 未払委託者報酬         | 489,040                                  | 357,044                                  |
| その他未払費用         | 176,498                                  | 169,768                                  |
| 流動負債合計          | 700,475                                  | 4,627,319                                |
| 負債合計            | 700,475                                  | 4,627,319                                |
| 純資産の部           |                                          |                                          |
| 元本等             |                                          |                                          |
| 元本              | 328,000,000                              | 235,000,000                              |
| 剰余金             |                                          |                                          |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 193,844,405                              | 138,711,904                              |
| 元本等合計           | 134,155,595                              | 96,288,096                               |
| 純資産合計           | 134,155,595                              | 96,288,096                               |
| 負債純資産合計         | 134,856,070                              | 100,915,415                              |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                         | 第5特定期間<br>（第9期から第10期）<br>（自平成21年3月11日<br>至平成21年9月10日） | 第6特定期間<br>（第11期から第12期）<br>（自平成21年9月11日<br>至平成22年3月10日） |
|-------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 営業収益                    |                                                       |                                                        |
| 有価証券売買等損益               | 45,824,322                                            | 122,071                                                |
| 営業収益合計                  | 45,824,322                                            | 122,071                                                |
| 営業費用                    |                                                       |                                                        |
| 受託者報酬                   | 77,158                                                | 56,794                                                 |
| 委託者報酬                   | 1,080,126                                             | 795,040                                                |
| その他費用                   | 353,518                                               | 343,336                                                |
| 営業費用合計                  | 1,510,802                                             | 1,195,170                                              |
| 営業利益又は営業損失（ ）           | 44,313,520                                            | 1,073,099                                              |
| 経常利益又は経常損失（ ）           | 44,313,520                                            | 1,073,099                                              |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）         | 44,313,520                                            | 1,073,099                                              |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | -                                                     | -                                                      |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | 321,548,125                                           | 193,844,405                                            |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 83,390,200                                            | 56,205,600                                             |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 83,390,200                                            | 56,205,600                                             |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | -                                                     | -                                                      |
| 分配金                     | -                                                     | -                                                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 193,844,405                                           | 138,711,904                                            |

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    | 第5特定期間<br>(第9期から第10期)<br>(自 平成21年3月11日<br>至 平成21年9月10日)                  | 第6特定期間<br>(第11期から第12期)<br>(自 平成21年9月11日<br>至 平成22年3月10日) |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | ・ 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価格で評価しております。 | ・ 親投資信託受益証券<br>同左                                        |

## (貸借対照表に関する注記)

| 項目                                                            | 第5特定期間末<br>(第10期計算期間末)<br>(平成21年9月10日現在) | 第6特定期間末<br>(第12期計算期間末)<br>(平成22年3月10日現在) |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1. 受益権の総数                                                     | 32,800口                                  | 23,500口                                  |
| 2. 元本の欠損<br>「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額 | 193,844,405円                             | 138,711,904円                             |
| 3. 1口当たり純資産額                                                  | 4,090円                                   | 4,097円                                   |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第5特定期間<br>(第9期から第10期)<br>(自 平成21年3月11日<br>至 平成21年9月10日)                                                                                                                                                             | 第6特定期間<br>(第11期から第12期)<br>(自 平成21年9月11日<br>至 平成22年3月10日)                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 分配金の計算過程<br>第9期<br>(平成21年3月11日から平成21年6月10日まで)<br>計算期末における費用控除後の配当等収益(359,708円)より、分配可能額は354,093円ですが、分配を行っておりません。<br>第10期<br>(平成21年6月11日から平成21年9月10日まで)<br>計算期末における費用控除後の配当等収益(606,786円)より、分配可能額がないため、分配を行っておりません。 | 1. 分配金の計算過程<br>第11期<br>(平成21年9月11日から平成21年12月10日まで)<br>計算期末における費用控除後の配当等収益(170,886円)より、分配可能額がないため、分配を行っておりません。<br>第12期<br>(平成21年12月11日から平成22年3月10日まで)<br>計算期末における費用控除後の配当等収益(464,254円)より、分配可能額がないため、分配を行っておりません。 |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

|               | 第5特定期間<br>(第9期から第10期)<br>(自 平成21年3月11日<br>至 平成21年9月10日) |                        |
|---------------|---------------------------------------------------------|------------------------|
| 種類            | 貸借対照表計上額(円)                                             | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託<br>受益証券 | 134,856,070                                             | 63,793,767             |
| 合計            | 134,856,070                                             | 63,793,767             |

|    | 第6特定期間<br>(第11期から第12期)<br>(自 平成21年9月11日<br>至 平成22年3月10日) |                        |
|----|----------------------------------------------------------|------------------------|
| 種類 | 貸借対照表計上額(円)                                              | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |

|               |            |            |
|---------------|------------|------------|
| 親投資信託<br>受益証券 | 96,599,665 | 24,879,917 |
| 合計            | 96,599,665 | 24,879,917 |

## （デリバティブ取引に関する注記）

第5特定期間（第9期から第10期（自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日））

該当事項はありません。

第6特定期間（第11期から第12期（自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日））

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第5特定期間（第9期から第10期（自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日））

該当事項はありません。

第6特定期間（第11期から第12期（自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日））

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間（第9期から第10期（自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日））

該当事項はありません。

第6特定期間（第11期から第12期（自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日））

該当事項はありません。

## （その他の注記）

元本の推移

| 項目    | 第5特定期間末<br>（第10期計算期間末）<br>（平成21年9月10日現在） | 第6特定期間末<br>（第12期計算期間末）<br>（平成22年3月10日現在） |
|-------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 設定年月日 | 平成19年3月30日                               | 平成19年3月30日                               |
| 設定元本額 | 1,097,000,000円                           | 1,097,000,000円                           |
| 期首元本額 | 460,000,000円                             | 328,000,000円                             |
| 元本残存率 | 29.8%                                    | 21.4%                                    |

## （4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成22年3月10日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

| 種類            | 銘柄                   | 口数          | 評価額（円）     | 備考 |
|---------------|----------------------|-------------|------------|----|
| 親投資信託<br>受益証券 | メロン中小型成長株<br>マザーファンド | 116,793,212 | 96,599,665 | —  |
| 合 計           |                      | 116,793,212 | 96,599,665 | —  |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## （参考情報）

当ファンドは、「メロン中小型成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの各特定期間末日における親投資信託の状況は次の通りです。

## 「メロン中小型成長株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン中小型成長株マザーファンド

## （１）貸借対照表

（単位：円）

|             | （平成21年9月10日現在） | （平成22年3月10日現在） |
|-------------|----------------|----------------|
| 資産の部        |                |                |
| 流動資産        |                |                |
| 金銭信託        | 960,572        | 937,303        |
| コール・ローン     | 247,460,455    | 288,428,764    |
| 株式          | 2,363,822,300  | 3,134,203,200  |
| 未収入金        | 98,064,749     | 52,265,968     |
| 未収配当金       | 2,038,650      | 2,382,300      |
| 未収利息        | 338            | 395            |
| 流動資産合計      | 2,712,347,064  | 3,478,217,930  |
| 資産合計        | 2,712,347,064  | 3,478,217,930  |
| 負債の部        |                |                |
| 流動負債        |                |                |
| 未払金         | 67,044,359     | 39,387,812     |
| 未払解約金       | 36,127,137     | 32,355,501     |
| 流動負債合計      | 103,171,496    | 71,743,313     |
| 負債合計        | 103,171,496    | 71,743,313     |
| 純資産の部       |                |                |
| 元本等         |                |                |
| 元本          | 3,186,747,731  | 4,118,755,289  |
| 剰余金         |                |                |
| 剰余金又は欠損金（　） | 577,572,163    | 712,280,672    |
| 元本等合計       | 2,609,175,568  | 3,406,474,617  |
| 純資産合計       | 2,609,175,568  | 3,406,474,617  |
| 負債純資産合計     | 2,712,347,064  | 3,478,217,930  |

## （２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|  |                                |                                |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
|  | （自 平成21年3月11日<br>至 平成21年9月10日） | （自 平成21年9月11日<br>至 平成22年3月10日） |
|--|--------------------------------|--------------------------------|

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>         | <p>株式</p> <p>移動平均法により以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所に上場されている株式</li> </ul> <p>原則として、金融商品取引所における開示対象ファンドの特定期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>同特定期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合には、当該取引所における同特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>ただし、ジャスダック証券取引所に上場されている株式は開示対象ファンドの特定期間末日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所に上場されていない株式</li> </ul> <p>金融機関の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> | <p>株式</p> <p>移動平均法により以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>原則として、金融商品取引所における開示対象ファンドの特定期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>同特定期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合には、当該取引所における同特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> |
| <p>2. 収益及び費用の計上基準</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>受取配当金の計上基準</li> </ul> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>受取配当金の計上基準</li> </ul> <p>同左</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>資産・負債の状況は、平成21年9月10日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとなっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>資産・負債の状況は、平成22年3月10日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとなっております。</p>                                                                                                                                                          |

（貸借対照表に関する注記）

|                                                   | （平成21年9月10日現在） | （平成22年3月10日現在） |
|---------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 1. 受益権の総数                                         | 3,186,747,731口 | 4,118,755,289口 |
| 2. 元本の欠損                                          |                |                |
| 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額 | 577,572,163円   | 712,280,672円   |

|                              |                     |                     |
|------------------------------|---------------------|---------------------|
| 3. 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 0.8188円<br>(8,188円) | 0.8271円<br>(8,271円) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

|    | (自 平成21年3月11日<br>至 平成21年9月10日) |                        |
|----|--------------------------------|------------------------|
| 種類 | 貸借対照表計上額(円)                    | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 2,363,822,300                  | 157,063,090            |
| 合計 | 2,363,822,300                  | 157,063,090            |

(注)「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成20年12月23日から平成21年9月10日まで）を指しております。

|    | (自 平成21年9月11日<br>至 平成22年3月10日) |                        |
|----|--------------------------------|------------------------|
| 種類 | 貸借対照表計上額(円)                    | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 3,134,203,200                  | 87,264,688             |
| 合計 | 3,134,203,200                  | 87,264,688             |

(注)「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成21年12月22日から平成22年3月10日まで）を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当事項はありません。

(自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当事項はありません。

(自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当事項はありません。

(自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 本書における開示対象ファンドの各特定期間における元本額の変動

|                          | (平成21年9月10日現在) | (平成22年3月10日現在) |
|--------------------------|----------------|----------------|
| 期首元本額                    | 4,191,862,797円 | 3,186,747,731円 |
| 期中追加設定元本額                | 15,629,761円    | 1,764,705,930円 |
| 期中一部解約元本額                | 1,020,744,827円 | 832,698,372円   |
| 期末元本額                    | 3,186,747,731円 | 4,118,755,289円 |
| 元本の内訳(注)                 |                |                |
| いちよしグロース1                | 1,903,869,163円 | 3,004,137,683円 |
| いちよし中小型成長株ファンド06-11(分配型) | 827,620,078円   | 722,999,000円   |
| いちよし中小型成長株ファンド07-03(分配型) | 164,699,646円   | 116,793,212円   |
| メロン中小型成長株ファンドV A         | 290,558,844円   | 274,825,394円   |

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表（平成22年3月10日現在）

## （イ）株式

次表の通りです。

| 種類 | 通貨  | 銘柄                   | 株数      | 評価単価(円) | 評価額(円)      | 備考 |
|----|-----|----------------------|---------|---------|-------------|----|
| 株式 | 日本円 | ショーボンドホールディングス       | 22,300  | 1,770   | 39,471,000  |    |
|    |     | 不二製油                 | 14,300  | 1,413   | 20,205,900  |    |
|    |     | 日本バイリーン              | 170,000 | 430     | 73,100,000  |    |
|    |     | ホギメディカル              | 5,000   | 4,435   | 22,175,000  |    |
|    |     | レンゴー                 | 95,000  | 536     | 50,920,000  |    |
|    |     | クラレ                  | 39,000  | 1,173   | 45,747,000  |    |
|    |     | 宇部興産                 | 240,000 | 238     | 57,120,000  |    |
|    |     | 積水化成成品工業             | 70,000  | 440     | 30,800,000  |    |
|    |     | 三洋化成工業               | 20,000  | 539     | 10,780,000  |    |
|    |     | 小林製薬                 | 15,000  | 3,690   | 55,350,000  |    |
|    |     | 日本農薬                 | 102,000 | 522     | 53,244,000  |    |
|    |     | 横河ブリッジホールディングス       | 29,000  | 688     | 19,952,000  |    |
|    |     | 三和ホールディングス           | 252,000 | 274     | 69,048,000  |    |
|    |     | 東京製鋼                 | 181,000 | 237     | 42,897,000  |    |
|    |     | 日本製鋼所                | 40,000  | 1,020   | 40,800,000  |    |
|    |     | 旭ダイヤモンド工業            | 33,000  | 743     | 24,519,000  |    |
|    |     | エヌ・ピー・シー             | 39,700  | 2,081   | 82,615,700  |    |
|    |     | 井関農機                 | 200,000 | 281     | 56,200,000  |    |
|    |     | サンケン電気               | 193,000 | 315     | 60,795,000  |    |
|    |     | ホシデン                 | 10,000  | 1,140   | 11,400,000  |    |
|    |     | 山武                   | 38,400  | 2,136   | 82,022,400  |    |
|    |     | 日本マイクロニクス            | 40,000  | 1,530   | 61,200,000  |    |
|    |     | メガチップス               | 24,600  | 1,304   | 32,078,400  |    |
|    |     | フェローテック              | 55,400  | 1,130   | 62,602,000  |    |
|    |     | 新神戸電機                | 80,000  | 870     | 69,600,000  |    |
|    |     | シマノ                  | 10,000  | 3,995   | 39,950,000  |    |
|    |     | フルヤ金属                | 3,400   | 10,590  | 36,006,000  |    |
|    |     | S H O E I            | 12,000  | 970     | 11,640,000  |    |
|    |     | 日本写真印刷               | 3,500   | 3,275   | 11,462,500  |    |
|    |     | リンテック                | 46,200  | 1,760   | 81,312,000  |    |
|    |     | 任天堂                  | 1,100   | 27,500  | 30,250,000  |    |
|    |     | 山九                   | 140,000 | 425     | 59,500,000  |    |
|    |     | 上組                   | 18,000  | 701     | 12,618,000  |    |
|    |     | グリー                  | 8,700   | 5,470   | 47,589,000  |    |
|    |     | ザッパラス                | 296     | 155,300 | 45,968,800  |    |
|    |     | ビットアイル               | 388     | 69,700  | 27,043,600  |    |
|    |     | アクロディア               | 300     | 113,000 | 33,900,000  |    |
|    |     | フリービット               | 21      | 395,000 | 8,295,000   |    |
|    |     | ワークスアプリケーションズ        | 165     | 58,300  | 9,619,500   |    |
|    |     | ジュピターテレコム            | 443     | 105,300 | 46,647,900  |    |
|    |     | 日本ユニシス               | 26,000  | 555     | 14,430,000  |    |
|    |     | エムティーアイ              | 300     | 164,900 | 49,470,000  |    |
|    |     | スクウェア・エニックス・ホールディングス | 29,000  | 1,853   | 53,737,000  |    |
|    |     | コナミ                  | 16,500  | 1,730   | 28,545,000  |    |
|    |     | フィールズ                | 300     | 115,500 | 34,650,000  |    |
|    |     | 東邦ホールディングス           | 40,000  | 1,192   | 47,680,000  |    |
|    |     | アスクル                 | 39,700  | 1,600   | 63,520,000  |    |
|    |     | くらコーポレーション           | 307     | 273,300 | 83,903,100  |    |
|    |     | ドトール・日レスホールディングス     | 49,200  | 1,128   | 55,497,600  |    |
|    |     | ユナイテッドアローズ           | 56,600  | 984     | 55,694,400  |    |
|    |     | しまむら                 | 8,500   | 7,860   | 66,810,000  |    |
|    |     | ジャフコ                 | 25,000  | 2,215   | 55,375,000  |    |
|    |     | インテリックス              | 169     | 73,400  | 12,404,600  |    |
|    |     | アコーディア・ゴルフ           | 500     | 90,300  | 45,150,000  |    |
|    |     | カカクコム                | 453     | 343,000 | 155,379,000 |    |
|    |     | エムスリー                | 267     | 332,000 | 88,644,000  |    |
|    |     | ディー・エヌ・エー            | 65      | 639,000 | 41,535,000  |    |
|    |     | ぐるなび                 | 80      | 189,200 | 15,136,000  |    |
|    |     | インフォマート              | 220     | 214,500 | 47,190,000  |    |

|    |                   |         |         |               |  |
|----|-------------------|---------|---------|---------------|--|
|    | サイバーエージェント        | 464     | 169,700 | 78,740,800    |  |
|    | 楽天                | 1,918   | 68,700  | 131,766,600   |  |
|    | カルチュア・コンビニエンス・クラブ | 242,600 | 429     | 104,075,400   |  |
|    | ベネッセホールディングス      | 16,000  | 4,170   | 66,720,000    |  |
|    | ダイセキ              | 35,000  | 1,763   | 61,705,000    |  |
| 計  | 銘柄数：64            |         |         | 3,134,203,200 |  |
|    | 組入時価比率：92.0%      |         |         | 100.0%        |  |
| 合計 |                   |         |         | 3,134,203,200 |  |

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率および有価証券合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）

（平成22年4月30日現在）

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 資産総額            | 104,472,176円 |
| 負債総額            | 316,489円     |
| 純資産総額（ - ）      | 104,155,687円 |
| 発行済数量           | 23,500口      |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 4,432円       |

（参考）メロン中小型成長株マザーファンド

（平成22年4月30日現在）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 資産総額            | 4,051,956,266円 |
| 負債総額            | 62,891,030円    |
| 純資産総額（ - ）      | 3,989,065,236円 |
| 発行済数量           | 4,445,183,140口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 0.8974円        |

## 第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

| 計算期間                          | 設定口数    | 解約口数   | 発行済み口数  |
|-------------------------------|---------|--------|---------|
| 第1期（平成19年 3月30日～平成19年 6月11日）  | 109,700 | 1,000  | 108,700 |
| 第2期（平成19年 6月12日～平成19年 9月10日）  | -       | 1,000  | 107,700 |
| 第3期（平成19年 9月11日～平成19年12月10日）  | -       | 11,900 | 95,800  |
| 第4期（平成19年12月11日～平成20年 3月10日）  | -       | 10,000 | 85,800  |
| 第5期（平成20年 3月11日～平成20年 6月10日）  | -       | 14,000 | 71,800  |
| 第6期（平成20年 6月11日～平成20年 9月10日）  | -       | 4,000  | 67,800  |
| 第7期（平成20年 9月11日～平成20年12月10日）  | -       | 8,500  | 59,300  |
| 第8期（平成20年12月11日～平成21年 3月10日）  | -       | 13,300 | 46,000  |
| 第9期（平成21年 3月11日～平成21年 6月10日）  | -       | 4,000  | 42,000  |
| 第10期（平成21年 6月11日～平成21年 9月10日） | -       | 9,200  | 32,800  |
| 第11期（平成21年 9月11日～平成21年12月10日） | -       | 5,800  | 27,000  |
| 第12期（平成21年12月11日～平成22年 3月10日） | -       | 3,500  | 23,500  |

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額（平成22年5月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

##### （2）委託会社の機構（平成22年5月末現在）

###### 取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

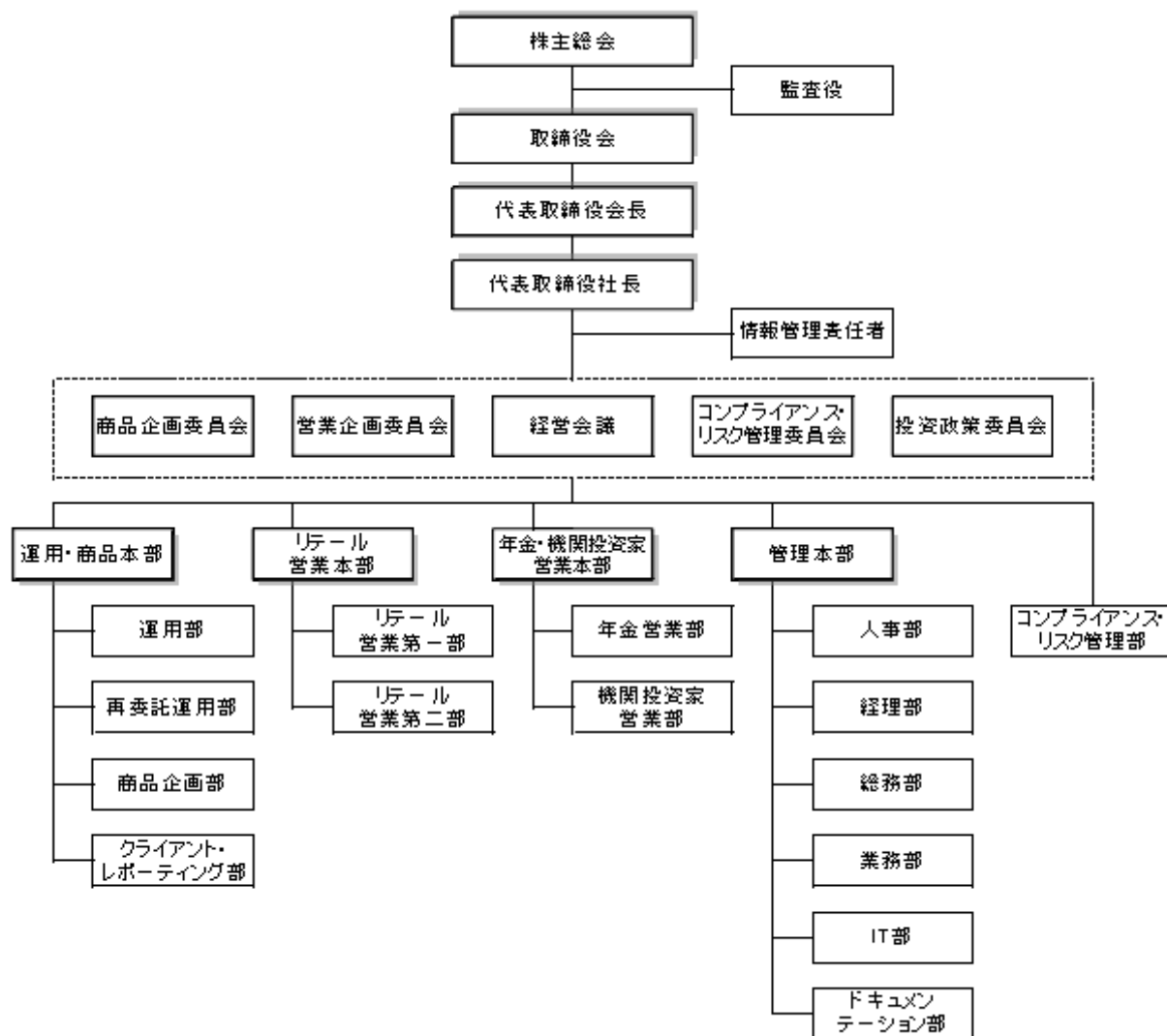
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

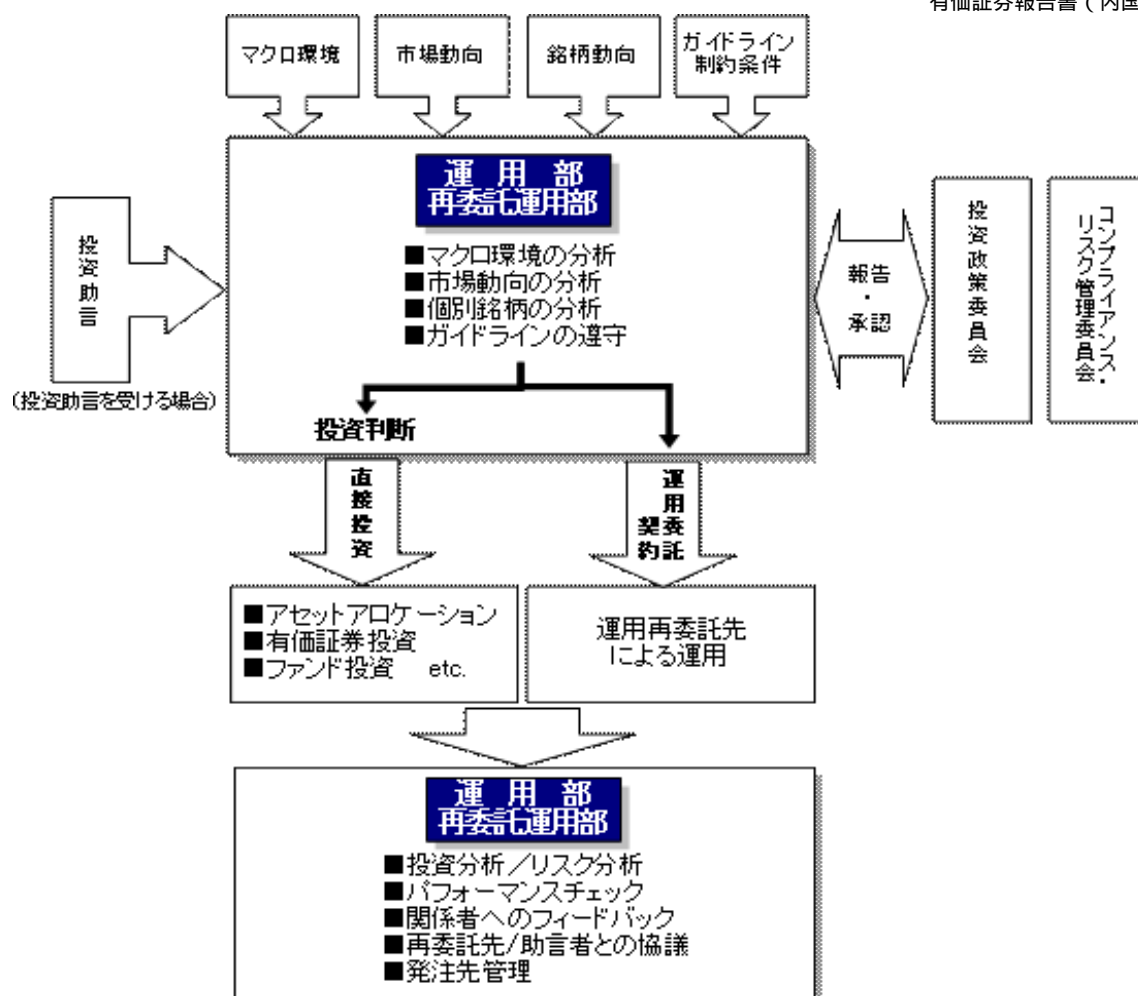
###### 業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成22年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は平成22年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成22年4月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

| ファンドの種類    | 本数 | 純資産額合計<br>(百万円) |
|------------|----|-----------------|
| 公募証券投資信託   | 14 | 95,809          |
| 追加型株式投資信託  | 9  | 94,491          |
| 追加型公社債投資信託 | 0  | 0               |
| 単位型株式投資信託  | 2  | 592             |
| 単位型公社債投資信託 | 3  | 726             |
| 私募証券投資信託   | 26 | 165,652         |
| 合 計        | 40 | 261,461         |



### 3【委託会社等の経理状況】

#### （1）年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

#### （2）中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

|              |    | 前事業年度<br>(平成20年3月31日) | 当事業年度<br>(平成21年3月31日) |
|--------------|----|-----------------------|-----------------------|
| <b>資産の部</b>  |    |                       |                       |
| 流動資産         |    |                       |                       |
| 現金及び預金       |    | 5,013,621             | 5,536,934             |
| 未収委託者報酬      |    | 311,381               | 177,903               |
| 未収運用受託報酬     | *3 | 1,358,558             | 665,332               |
| 未収収益         |    | 73,406                | 44,578                |
| 未収入金         |    | 10,200                | -                     |
| 未収還付法人税等     |    | -                     | 144,167               |
| 前払費用         |    | 28,912                | 35,134                |
| 仮払金          |    | 6,897                 | 6,663                 |
| 繰延税金資産       |    | 85,147                | 33,546                |
| 流動資産計        |    | 6,888,124             | 6,644,261             |
| 固定資産         |    |                       |                       |
| 有形固定資産       |    |                       |                       |
| 建物           | *1 | 91,810                | 77,120                |
| 器具備品         | *1 | 71,692                | 51,471                |
| リース資産        | *1 | -                     | 3,915                 |
| 有形固定資産計      |    | 163,503               | 132,506               |
| 無形固定資産       |    |                       |                       |
| ソフトウェア       | *2 | 18,664                | 27,786                |
| 電話加入権        |    | 228                   | 228                   |
| 建設仮勘定        |    | 5,000                 | -                     |
| 無形固定資産計      |    | 23,893                | 28,015                |
| 投資その他の資産     |    |                       |                       |
| 長期差入保証金      |    | 139,858               | 140,003               |
| 預託金          |    | 25,200                | 75                    |
| 投資有価証券       |    | 292,661               | 269,879               |
| 繰延税金資産       |    | 35,362                | 54,555                |
| 投資その他の資産計    |    | 493,081               | 464,513               |
| 固定資産計        |    | 680,478               | 625,035               |
| 資産合計         |    | 7,568,603             | 7,269,297             |
| <b>負債の部</b>  |    |                       |                       |
| 流動負債         |    |                       |                       |
| 未払金          |    | 49,437                | 17,151                |
| 未払費用         |    | 1,221,420             | 667,350               |
| 預り金          |    | 8,928                 | 5,140                 |
| 仮受金          |    | 23,104                | 11,739                |
| 未払法人税等       |    | 346,429               | -                     |
| 未払消費税等       |    | 54,257                | 23,046                |
| 賞与引当金        |    | 134,742               | 101,935               |
| リース債務        |    | -                     | 850                   |
| 流動負債計        |    | 1,838,321             | 827,214               |
| 固定負債         |    |                       |                       |
| 役員退職慰労引当金    |    | 33,329                | 21,583                |
| 退職給付引当金      |    | 46,237                | 82,371                |
| リース債務        |    | -                     | 3,260                 |
| 固定負債計        |    | 79,566                | 107,215               |
| 負債合計         |    | 1,917,888             | 934,429               |
| <b>純資産の部</b> |    |                       |                       |
| 株主資本         |    |                       |                       |
| 資本金          |    | 795,000               | 795,000               |
| 資本剰余金        |    |                       |                       |
| 資本準備金        |    | 695,000               | 695,000               |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 資本剰余金計       | 695,000   | 695,000   |
| 利益剰余金        |           |           |
| その他利益剰余金     |           |           |
| 繰越利益剰余金      | 4,165,067 | 4,862,732 |
| 利益剰余金計       | 4,165,067 | 4,862,732 |
| 株主資本計        | 5,655,067 | 6,352,732 |
| 評価・換算差額等     |           |           |
| その他有価証券評価差額金 | 4,352     | 17,864    |
| 評価・換算差額等計    | 4,352     | 17,864    |
| 純資産合計        | 5,650,714 | 6,334,868 |
| 負債・純資産合計     | 7,568,603 | 7,269,297 |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日) |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業収益         |                                         |                                         |
| 委託者報酬        | 3,762,061                               | 3,326,877                               |
| 運用受託報酬       | *2 8,713,702                            | 3,587,588                               |
| その他営業収益      | 339,083                                 | 241,872                                 |
| 営業収益合計       | 12,814,847                              | 7,156,338                               |
| 営業費用         |                                         |                                         |
| 支払手数料        | 621,120                                 | 724,318                                 |
| 広告宣伝費        | 47,394                                  | 33,562                                  |
| 公告費          | 112                                     | 1,156                                   |
| 調査費          | 6,750,872                               | 3,367,261                               |
| 委託計算費        | 60,594                                  | 55,598                                  |
| 営業雑経費        |                                         |                                         |
| 通信費          | 12,533                                  | 11,363                                  |
| 印刷費          | 22,662                                  | 19,760                                  |
| 協会費          | 9,894                                   | 11,107                                  |
| その他の営業雑経費    | 21,928                                  | 7,346                                   |
| 営業雑経費合計      | 67,019                                  | 49,578                                  |
| 営業費用合計       | 7,547,113                               | 4,231,475                               |
| 一般管理費        |                                         |                                         |
| 給料           |                                         |                                         |
| 役員報酬         | *1 66,617                               | 111,143                                 |
| 給与・手当        | 618,935                                 | 795,234                                 |
| 賞与           | -                                       | 4,600                                   |
| 給料合計         | 685,553                                 | 910,977                                 |
| 交際費          | 27,154                                  | 4,573                                   |
| 旅費交通費        | 62,325                                  | 37,280                                  |
| 租税公課         | 26,017                                  | 18,715                                  |
| 不動産賃借料       | 135,925                                 | 121,935                                 |
| 固定資産減価償却費    | 42,528                                  | 44,553                                  |
| 賞与引当金繰入額     | 548,262                                 | 291,925                                 |
| 退職給付費用       | 35,677                                  | 64,028                                  |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 5,943                                   | 4,449                                   |
| 退職金          | -                                       | 15,150                                  |
| その他の諸経費      | 211,058                                 | 169,224                                 |
| 一般管理費合計      | 1,780,445                               | 1,682,815                               |
| 営業利益         | 3,487,287                               | 1,242,047                               |
| 営業外収益        |                                         |                                         |
| 受取利息         | 3,675                                   | 5,673                                   |
| 為替差益         | -                                       | 1,056                                   |
| その他          | 1,102                                   | 181                                     |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 営業外収益合計      | 4,777     | 6,911     |
| 営業外費用        |           |           |
| 為替差損         | 4,171     | -         |
| その他          | 14        | -         |
| 営業外費用合計      | 4,185     | -         |
| 経常利益         | 3,487,881 | 1,248,959 |
| 特別損失         |           |           |
| 固定資産除却損      | 102       | 725       |
| 特別損失合計       | 102       | 725       |
| 税引前当期純利益     | 3,487,778 | 1,248,233 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,309,965 | 508,890   |
| 法人税等調整額      | 146,928   | 41,677    |
| 法人税等合計       | 1,456,894 | 550,568   |
| 当期純利益        | 2,030,884 | 697,665   |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|                     | 前事業年度<br>(自 平成19年4月 1日<br>至 平成20年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成20年4月 1日<br>至 平成21年3月31日) |
|---------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 株主資本                |                                         |                                         |
| 資本金                 |                                         |                                         |
| 前期末残高               | 795,000                                 | 795,000                                 |
| 当期変動額               |                                         |                                         |
| 当期変動額合計             | -                                       | -                                       |
| 当期末残高               | 795,000                                 | 795,000                                 |
| 資本剰余金               |                                         |                                         |
| 資本準備金               |                                         |                                         |
| 前期末残高               | 695,000                                 | 695,000                                 |
| 当期変動額               |                                         |                                         |
| 当期変動額合計             | -                                       | -                                       |
| 当期末残高               | 695,000                                 | 695,000                                 |
| 利益剰余金               |                                         |                                         |
| その他利益剰余金            |                                         |                                         |
| 繰越利益剰余金             |                                         |                                         |
| 前期末残高               | 2,134,182                               | 4,165,067                               |
| 当期変動額               |                                         |                                         |
| 当期純利益               | 2,030,884                               | 697,665                                 |
| 当期変動額合計             | 2,030,884                               | 697,665                                 |
| 当期末残高               | 4,165,067                               | 4,862,732                               |
| 株主資本合計              |                                         |                                         |
| 前期末残高               | 3,624,182                               | 5,655,067                               |
| 当期変動額               |                                         |                                         |
| 当期純利益               | 2,030,884                               | 697,665                                 |
| 当期変動額合計             | 2,030,884                               | 697,665                                 |
| 当期末残高               | 5,655,067                               | 6,352,732                               |
| 評価・換算差額等            |                                         |                                         |
| 前期末残高               | -                                       | 4,352                                   |
| 当期変動額               |                                         |                                         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 4,352                                   | 13,512                                  |
| 当期変動額合計             | 4,352                                   | 13,512                                  |
| 当期末残高               | 4,352                                   | 17,864                                  |
| 純資産合計               |                                         |                                         |
| 前期末残高               | 3,624,182                               | 5,650,714                               |
| 当期変動額               |                                         |                                         |
| 当期純利益               | 2,030,884                               | 697,665                                 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 4,352                                   | 13,512                                  |

当期変動額合計  
当期末残高

|           |           |
|-----------|-----------|
| 2,026,532 | 684,154   |
| 5,650,714 | 6,334,868 |

## 重要な会計方針

| 期 別<br>項 目         | 前事業年度<br>（自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日）                                                                          | 当事業年度<br>（自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日） |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券の評価基準及び評価方法<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br>決算日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により<br>処理し、売却原価は移動平均法により<br>算定） | (1) 有価証券の評価基準及び評価方法<br>同 左            |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> | <p>(1) 有形固定資産<br/>平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。<br/>平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。<br/>なお、主な耐用年数は以下の通りです。<br/>建物 5年～22年<br/>器具備品 3年～20年</p> <p>(会計方針の変更)<br/>法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)<br/>なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)<br/>平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。<br/>平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。<br/>なお、主な耐用年数は以下の通りです。<br/>建物 5年～22年<br/>器具備品 3年～20年<br/>また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br/>同 左</p> <p>(3) リース資産<br/>所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                       |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 引当金の計上基準           | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金<br/>将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> | <p>(1) 賞与引当金<br/>同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金<br/>同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金<br/>同 左</p> |
| 4. リース取引の処理方法         | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。                                                                                                                                                         | -                                                                                |
| 5. その他財務諸表作成のための重要な事項 | 消費税等<br>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。                                                                                                                                                                                                      | 消費税等<br>同 左                                                                      |

## 会計方針の変更

| 前事業年度<br>(自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日) | 当事業年度<br>(自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| -                                     | <p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。また、これによる影響は軽微であります。</p> |

## 表示方法の変更

| 前事業年度<br>(自平成19年4月 1日<br>至平成19年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 当事業年度<br>(自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」（旧「投資顧問業統一経理基準の制定について」）が改正されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表）<br/>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>（損益計算書）<br/>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の報酬額は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>なお、当該変更は当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当事業年度にかかる中間会計期間は従来の方法によっております。これによる当中間財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> | -                                     |

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>(平成20年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                  | 当事業年度<br>(平成21年3月31日現在) |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------|------|----------|--------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------|------|----------|-------|-------|--------|----------|
| <p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建 物</td><td>18,866千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>55,522千円</td></tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>9,171千円</td></tr> </table> | 建 物                     | 18,866千円 | 器具備品 | 55,522千円 | ソフトウェア | 9,171千円 | <p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建 物</td><td>34,287千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>75,048千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>135千円</td></tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>12,977千円</td></tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債<br/>未収運用受託報酬 264,340千円</p> | 建 物 | 34,287千円 | 器具備品 | 75,048千円 | リース資産 | 135千円 | ソフトウェア | 12,977千円 |
| 建 物                                                                                                                                                                                                                                      | 18,866千円                |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
| 器具備品                                                                                                                                                                                                                                     | 55,522千円                |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
| ソフトウェア                                                                                                                                                                                                                                   | 9,171千円                 |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
| 建 物                                                                                                                                                                                                                                      | 34,287千円                |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
| 器具備品                                                                                                                                                                                                                                     | 75,048千円                |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
| リース資産                                                                                                                                                                                                                                    | 135千円                   |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |
| ソフトウェア                                                                                                                                                                                                                                   | 12,977千円                |          |      |          |        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |          |      |          |       |       |        |          |

### （損益計算書関係）

| 前事業年度<br>(自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日)                                                                                                   | 当事業年度<br>(自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日) |              |     |             |                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------|-----|-------------|---------------------------------------------------------|
| <p>*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>取締役</td><td>年額 300,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役</td><td>年額 20,000千円</td></tr> </table> | 取締役                                   | 年額 300,000千円 | 監査役 | 年額 20,000千円 | <p>*1 同 左</p> <p>*2 関係会社との取引<br/>運用受託報酬 1,409,477千円</p> |
| 取締役                                                                                                                                     | 年額 300,000千円                          |              |     |             |                                                         |
| 監査役                                                                                                                                     | 年額 20,000千円                           |              |     |             |                                                         |

### （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

## 会社が発行する株式に関する事項

| 株式の種類       | 前事業年度末 | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末 |
|-------------|--------|-----|-----|--------|
| 普通株式<br>(株) | 20,000 | -   | -   | 20,000 |

## 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類       | 前事業年度末 | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末 |
|-------------|--------|-----|-----|--------|
| 普通株式<br>(株) | 15,900 | -   | -   | 15,900 |

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類       | 前事業年度末 | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末 |
|-------------|--------|-----|-----|--------|
| 普通株式<br>(株) | 15,900 | -   | -   | 15,900 |

## （リース取引関係）

| 前事業年度<br>（自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日）    | 当事業年度<br>（自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日）                                       |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | 1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの |
| (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額    | (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額                                       |

| 器具備品<br>(千円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 合計<br>(千円) | 器具備品<br>(千円)                                                                                                                                                                                                                   | 合計<br>(千円) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 取得価額<br>相 当 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 24,924     | 24,924                                                                                                                                                                                                                         | 24,924     |
| 減価償却<br>累 計 額<br>相 当 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 5,498      | 10,483                                                                                                                                                                                                                         | 10,483     |
| 期末残高<br>相 当 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 19,425     | 14,440                                                                                                                                                                                                                         | 14,440     |
| <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <p>1年以内 4,985千円</p> <p>1年超 14,440千円</p> <p>合 計 19,425千円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <p>1. 支払リース料 3,939千円</p> <p>2. 減価償却費相当額 3,939千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> |            | <p>同 左</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <p>1年以内 4,984千円</p> <p>1年超 9,455千円</p> <p>合 計 14,440千円</p> <p>同 左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <p>1. 支払リース料 4,984千円</p> <p>2. 減価償却費相当額 4,984千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法</p> <p>同 左</p> |            |
| -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            | <p>2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産<br/>コピー機</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法</p> <p>重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。</p>                                                     |            |
| -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            | <p>3. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>1年以内 113,998千円</p> <p>1年超 199,497千円</p> <p>合 計 313,496千円</p>                                                                                             |            |

## (有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

| 区分         | 取得原価    | 貸借対照表計上額 | 差額    |
|------------|---------|----------|-------|
| 証券投資信託受益証券 | 300,000 | 292,661  | 7,339 |

|   |         |         |       |
|---|---------|---------|-------|
| 計 | 300,000 | 292,661 | 7,339 |
|---|---------|---------|-------|

当事業年度（平成21年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

| 区分         | 取得原価    | 貸借対照表計上額 | 差額     |
|------------|---------|----------|--------|
| 証券投資信託受益証券 | 300,000 | 269,879  | 30,120 |
| 計          | 300,000 | 269,879  | 30,120 |

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

| 前事業年度<br>（平成20年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 当事業年度<br>（平成21年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <p>繰延税金資産</p> <p>  役員退職慰労引当金否認額 13,561</p> <p>  退職給付引当金否認額 18,813</p> <p>  賞与引当金損金算入限度超過額 54,826</p> <p>  未払費用否認額 3,290</p> <p>  未払事業税 27,030</p> <p>  投資有価証券 2,986</p> <p>  繰延税金資産計 120,509</p> <p>評価性引当額 -</p> <p>繰延税金資産の純額 120,509</p> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（％）</p> <p>法定実効税率 40.7</p> <p>（調整）</p> <p>  評価性引当額 0.0</p> <p>  住民税均等割 0.0</p> <p>  役員賞与 0.7</p> <p>  交際費否認 0.3</p> <p>  その他 0.1</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.7</p> | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <p>流動</p> <p>（繰延税金資産）</p> <p>  未払費用否認 1,246</p> <p>  賞与引当金 41,762</p> <p>  繰延税金資産合計 43,008</p> <p>（繰延税金負債）</p> <p>  未収還付事業税 9,462</p> <p>  繰延税金負債合計 9,462</p> <p>  繰延税金資産の純額 33,546</p> <p>固定</p> <p>（繰延税金資産）</p> <p>  退職給付引当金 33,516</p> <p>  役員退職慰労引当金 8,782</p> <p>  投資有価証券 12,256</p> <p>  繰延税金資産合計 54,555</p> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（％）</p> <p>法定実効税率 40.7</p> <p>（調整）</p> <p>  住民税均等割 0.1</p> <p>  役員賞与 3.1</p> <p>  交際費否認 0.1</p> <p>  その他 0.1</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.1</p> |

（退職給付関係）

| 前事業年度<br>（自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日） | 当事業年度<br>（自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
|---------------------------------------|---------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|------|------|---------|----------|------|----------|------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|------|------|---------|----------|------|----------|------------------|----------|
| <p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>46,237千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>46,237千円</td></tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>21,529千円</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td><td>14,148千円</td></tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p> | 退職給付債務   | 46,237千円 | 年金資産 | - 千円 | 退職給付引当金 | 46,237千円 | 勤務費用 | 21,529千円 | 確定拠出年金制度に基づく要拠出額 | 14,148千円 | <p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同 左</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>82,371千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>82,371千円</td></tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>44,768千円</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td><td>19,260千円</td></tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同 左</p> | 退職給付債務 | 82,371千円 | 年金資産 | - 千円 | 退職給付引当金 | 82,371千円 | 勤務費用 | 44,768千円 | 確定拠出年金制度に基づく要拠出額 | 19,260千円 |
| 退職給付債務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 46,237千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 年金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | - 千円     |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 46,237千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 勤務費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 21,529千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 確定拠出年金制度に基づく要拠出額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 14,148千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 退職給付債務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 82,371千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 年金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | - 千円     |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 82,371千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 勤務費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 44,768千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |
| 確定拠出年金制度に基づく要拠出額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 19,260千円 |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |          |      |      |         |          |      |          |                  |          |

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

| 属性      | 会社等の名称                                                                   | 住所         | 資本金又は出資金<br>(百万) | 事業の内容  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関係内容   |        | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|------------|------------------|--------|--------------------|--------|--------|--------------------|--------------|----------|--------------|
|         |                                                                          |            |                  |        |                    | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |                    |              |          |              |
| 親会社の子会社 | メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション                                          | ケイマン諸島     | \$0.00           | 資産運用業務 | なし                 | なし     | サービス提供 | 投資一任契約に係る取引の収入（注1） | 6,307,870    | 未収運用受託報酬 | 865,276      |
| 親会社の子会社 | メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション                                                | 米国サンフランシスコ | \$297.68         | 資産運用業務 | なし                 | なし     | サービス提供 | 投資一任契約に係る取引の支払（注1） | 4,494,974    | 未払費用     | 748,829      |
| 親会社の子会社 | ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド<br>(旧会社名メロン・グローバル・インベストメンツ・リミテッド) | 英国ロンドン     | \$121.43         | 資産運用業務 | なし                 | なし     | サービス提供 | 投資一任契約に係る取引の収入（注1） | 2,053,779    | 未収運用受託報酬 | 420,514      |

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## (関連当事者との取引)

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連事業者の開示に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称                             | 所在地        | 資本金又は出資金<br>(百万) | 事業の内容  | 議決権等の所有<br>(被所有)の割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------------------|------------|------------------|--------|---------------------|-----------|--------------------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド | 英国<br>ロンドン | \$31.30          | 資産運用業務 | (被所有)間接100%         | サービス提供    | 投資一任契約に係る取引の収入(注1) | 1,409,477    | 未収運用受託報酬 | 264,340      |

(2) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称                                                                     | 所在地            | 資本金又は出資金<br>(百万) | 事業の内容  | 議決権等の所有<br>(被所有)の割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|--------|---------------------|-----------|--------------------|--------------|----------|--------------|
| 親会社の子会社 | メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション                                                  | 米国<br>サンフランシスコ | \$297.68         | 資産運用業務 | なし                  | サービス提供    | 投資一任契約に係る取引の支払(注1) | 1,769,779    | 未払費用     | 319,140      |
| 親会社の子会社 | BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド<br>(旧会社名<br>メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション) | 米国<br>ケイマン諸島   | \$0.00           | 資産運用業務 | なし                  | サービス提供    | 投資一任契約に係る取引の収入(注1) | 1,818,376    | 未収運用受託報酬 | 303,847      |

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド（非上場）

(1株当たり情報)

| 前事業年度<br>(自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日)                |             | 当事業年度<br>(自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日) |             |
|------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                            | 355,390円86銭 | 1株当たり純資産額                             | 398,419円38銭 |
| 1株当たり当期純利益                                           | 127,728円60銭 | 1株当たり当期純利益                            | 43,878円33銭  |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述していません。 |             | 同 左                                   |             |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項 目              | 前事業年度<br>(自平成19年4月 1日<br>至平成20年3月31日) | 当事業年度<br>(自平成20年4月 1日<br>至平成21年3月31日) |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益(千円)        | 2,030,884                             | 697,665                               |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 2,030,884                             | 697,665                               |
| 期中平均株式数          | 15,900                                | 15,900                                |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## （中間財務諸表）

## （１）中間貸借対照表

（単位：千円）

| 第13期中間会計期間末<br>（平成21年9月30日） |    |           |
|-----------------------------|----|-----------|
| <b>資産の部</b>                 |    |           |
| 流動資産                        |    |           |
| 現金・預金                       |    | 4,825,989 |
| 未収委託者報酬                     |    | 176,341   |
| 未収運用受託報酬                    |    | 1,244,441 |
| 未収収益                        |    | 49,047    |
| 未収入金                        |    | 17,000    |
| 前払費用                        |    | 75,074    |
| 仮払金                         |    | 6,174     |
| 繰延税金資産                      |    | 153,885   |
| 流動資産計                       |    | 6,547,952 |
| 固定資産                        |    |           |
| 有形固定資産                      |    |           |
| 建物                          | *1 | 70,451    |
| 器具備品                        | *1 | 44,530    |
| リース資産                       | *1 | 3,510     |
| 有形固定資産計                     |    | 118,491   |
| 無形固定資産                      |    |           |
| ソフトウェア                      | *2 | 27,272    |
| 電話加入権                       |    | 228       |
| 無形固定資産計                     |    | 27,501    |
| 投資その他の資産                    |    |           |
| 長期差入保証金                     |    | 139,914   |
| 預託金                         |    | 75        |
| 投資有価証券                      |    | 1,481,458 |
| 繰延税金資産                      |    | 59,819    |
| 投資その他の資産計                   |    | 1,681,267 |
| 固定資産計                       |    | 1,827,260 |
| 資産合計                        |    | 8,375,212 |
| <b>負債の部</b>                 |    |           |
| 流動負債                        |    |           |
| 未払金                         |    | 19,383    |
| 未払費用                        |    | 988,714   |
| 預り金                         |    | 6,119     |
| 仮受金                         |    | 12,239    |
| 未払法人税等                      |    | 328,736   |
| 未払消費税等                      | *3 | 11,646    |
| 賞与引当金                       |    | 307,853   |
| リース債務                       |    | 850       |
| 流動負債計                       |    | 1,675,543 |
| 固定負債                        |    |           |
| 役員退職慰労引当金                   |    | 23,458    |
| 退職給付引当金                     |    | 105,012   |
| リース債務                       |    | 2,835     |
| 固定負債計                       |    | 131,306   |
| 負債合計                        |    | 1,806,850 |
| <b>純資産の部</b>                |    |           |
| 株主資本                        |    |           |
| 資本金                         |    | 795,000   |
| 資本剰余金                       |    |           |
| 資本準備金                       |    | 695,000   |
| 資本剰余金計                      |    | 695,000   |
| 利益剰余金                       |    |           |
| その他利益剰余金                    |    |           |
| 繰越利益剰余金                     |    | 5,089,358 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 利益剰余金計       | 5,089,358 |
| 株主資本計        | 6,579,358 |
| 評価・換算差額等     |           |
| その他有価証券評価差額金 | 10,996    |
| 評価・換算差額等計    | 10,996    |
| 純資産合計        | 6,568,362 |
| 負債・純資産合計     | 8,375,212 |

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

|              |    | 第13期中間会計期間<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成21年9月30日) |
|--------------|----|----------------------------------------------|
| 営業収益         |    |                                              |
| 委託者報酬        |    | 1,273,628                                    |
| 運用受託報酬       |    | 1,871,307                                    |
| その他営業収益      |    | 77,092                                       |
| 営業収益計        |    | 3,222,027                                    |
| 営業費用         |    | 1,966,870                                    |
| 営業費用計        |    | 1,966,870                                    |
| 一般管理費        | *1 | 847,973                                      |
| 営業利益         |    | 407,183                                      |
| 営業外収益        |    | 10,789                                       |
| 経常利益         |    | 417,972                                      |
| 税引前中間純利益     |    | 417,972                                      |
| 法人税、住民税及び事業税 |    | 321,643                                      |
| 法人税等調整額      |    | 130,297                                      |
| 中間純利益        |    | 226,626                                      |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

|           |  | 第13期中間会計期間<br>(自 平成21年4月 1日<br>至 平成21年9月30日) |
|-----------|--|----------------------------------------------|
| 株主資本      |  |                                              |
| 資本金       |  |                                              |
| 前期末残高     |  | 795,000                                      |
| 当中間期末残高   |  | 795,000                                      |
| 資本剰余金     |  |                                              |
| 資本準備金     |  |                                              |
| 前期末残高     |  | 695,000                                      |
| 当中間期末残高   |  | 695,000                                      |
| 利益剰余金     |  |                                              |
| その他利益剰余金  |  |                                              |
| 繰越利益剰余金   |  |                                              |
| 前期末残高     |  | 4,862,732                                    |
| 当中間期変動額   |  |                                              |
| 中間純利益     |  | 226,626                                      |
| 当中間期変動額合計 |  | 226,626                                      |
| 当中間期末残高   |  | 5,089,358                                    |
| 株主資本合計    |  |                                              |
| 前期末残高     |  | 6,352,732                                    |
| 当中間期変動額   |  |                                              |
| 中間純利益     |  | 226,626                                      |
| 当中間期変動額合計 |  | 226,626                                      |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 当中間期末残高         | 6,579,358 |
| 評価・換算差額等        |           |
| 前期末残高           | 17,864    |
| 当中間期変動額         |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 | 6,867     |
| 当中間期変動額合計       | 6,867     |
| 当中間期末残高         | 10,996    |
| 純資産合計           |           |
| 前期末残高           | 6,334,868 |
| 当中間期変動額         |           |
| 中間純利益           | 226,626   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 | 6,867     |
| 当中間期変動額合計       | 233,494   |
| 当中間期末残高         | 6,568,362 |

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

| 期 別                | 第13期中間会計期間<br>(自平成21年4月 1日<br>至平成21年9月30日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項 目                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券の評価基準及び評価方法<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br>中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2. 固定資産の減価償却の方法    | (1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br>平成19年3月31日以前に取得したもの<br>旧定率法によっております。<br>平成19年4月1日以降に取得したもの<br>定率法によっております。<br>なお、主な耐用年数は以下の通りです。<br>建物          5年～22年<br>器具備品     3年～20年<br><br>また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。<br><br>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br>定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。<br><br>(3) リース資産<br>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。<br>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 引当金の計上基準                  | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金<br/>将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理<br/>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>                                                                                                                                                                                                     |

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

| 第13期中間会計期間末<br>(平成21年9月30日現在)                   |          |
|-------------------------------------------------|----------|
| *1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。                 |          |
| 建 物                                             | 40,957千円 |
| 器具備品                                            | 82,263千円 |
| リース資産                                           | 504千円    |
| *2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。                 |          |
| ソフトウェア                                          | 16,992千円 |
| *3. 消費税等の扱い                                     |          |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。 |          |

## （中間損益計算書関係）

| 第13期中間会計期間<br>(自平成21年4月 1日<br>至平成21年9月30日) |          |
|--------------------------------------------|----------|
| *1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。                   |          |
| 有形固定資産                                     | 14,345千円 |
| 無形固定資産                                     | 3,958千円  |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第13期中間会計期間

（自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|               | 前事業年度末<br>株式数 (株) | 当中間会計期間<br>増加株式数 (株) | 当中間会計期間<br>減少株式数 (株) | 当中間会計期間末<br>株式数 (株) |
|---------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 15,900            | -                    | -                    | 15,900              |

## （リース取引関係）

| 第13期中間会計期間<br>(自平成21年4月 1日<br>至平成21年9月30日) |  |
|--------------------------------------------|--|
|--------------------------------------------|--|

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

|         | 取得価額<br>相 当 額 | 減価償却累計額<br>相 当 額 | 中間期末残高<br>相 当 額 |
|---------|---------------|------------------|-----------------|
| 器 具 備 品 | 24,924千円      | 12,975千円         | 11,948千円        |
| 合 計     | 24,924千円      | 12,975千円         | 11,948千円        |

なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料の中間期末残高相当額

|      |          |
|------|----------|
| 1年以内 | 4,984千円  |
| 1年超  | 6,963千円  |
| 合計   | 11,948千円 |

なお、未経過リース料 中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 2,492千円 |
| 減価償却費相当額 | 2,492千円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの

(1) リース資産の内容

有形固定資産  
コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

3. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|       |           |
|-------|-----------|
| 1年以内  | 113,998千円 |
| 1 年 超 | 149,623千円 |

(有価証券関係)

第13期中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 千円)

| 区分         | 取得原価      | 中間貸借対照表計上額 | 差額     |
|------------|-----------|------------|--------|
| 証券投資信託受益証券 | 1,500,000 | 1,481,458  | 18,542 |
| 計          | 1,500,000 | 1,481,458  | 18,542 |

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当該事項はありません。

（1株当たり情報）

| 第13期中間会計期間<br>（自平成21年4月 1日<br>至平成21年9月30日） |             |
|--------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                  | 413,104円54銭 |
| 1株当たり中間純利益額                                | 14,253円22銭  |

（注）

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第13期中間会計期間<br>（自平成21年4月 1日<br>至平成21年9月30日） |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| 中間純利益                                      | 226,626千円 |
| 普通株主に帰属しない金額                               | - 千円      |
| 普通株式に係る中間純利益                               | 226,626千円 |
| 期中平均株式数                                    | 15,900 株  |

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成21年9月末現在）

資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、  
明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

##### (2) 販売会社

名称：いちよし証券株式会社

資本金の額：14,577百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### （３）投資顧問会社

名称：いちよし投資顧問株式会社

資本金の額：490百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

## ２【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- （２）販売会社：ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。
- （３）投資顧問会社：委託会社からの委託を受け、「メロン中小型成長株マザーファンド」の運用に関する情報提供および投資助言を行います。

## ３【資本関係】

- （１）受託会社：該当事項はありません。
- （２）販売会社：該当事項はありません。
- （３）投資顧問会社：該当事項はありません。

## 第３【参考情報】

当特定期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下のとおりです。

| 提出年月日       | 書類名     |
|-------------|---------|
| 平成21年 9月24日 | 臨時報告書   |
| 平成21年12月 9日 | 有価証券報告書 |
| 平成22年12月14日 | 臨時報告書   |

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士   安 藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）」の平成21年9月11日から平成22年3月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）」の平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### **あずさ監査法人**

指 定 社 員      公認会計士   安 藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### **あずさ監査法人**

指 定 社 員      公認会計士   安 藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月6日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士   安 藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）」の平成21年3月11日から平成21年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「いちよし中小型成長株ファンド07-03（分配型）」の平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．前特定期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月2日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士   安 藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（旧会社名 メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（旧会社名 メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。